

○農地法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間（平成24年4月1日設定） 一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 案	改 正 前
農地法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準 及び標準処理期間 （平成24年4月1日設定） （平成25年10月1日一部改正） （平成28年4月1日一部改正） （令和3年2月1日一部改正） <u>（令和7年9月5日一部改正）</u> 第1 農地の転用の許可（農地法第4条第1項） 農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項の許可については、法令に定めるほか、次の<u>基準によるもの</u>とする。 1 <u>農地法関係事務に係る処理基準</u> 「<u>農地法関係事務に係る処理基準について</u>」（<u>平成12年6月1日付け</u>12構改B<u>第404号</u>農林水産事務次官通知）の別紙1「農地法関係事務に係る処理基準」（以下「事務処理基準」という。）のうち、「第6 法第4条関係 1 農地法第4条第6項に規定する許可基準」 2 立地基準（法第4条第6項第1号及び第2号）	農地法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準 及び標準処理期間 （平成24年4月1日設定） （平成25年10月1日一部改正） （平成28年4月1日一部改正） （令和3年2月1日一部改正） 第1 農地の転用の許可（農地法第4条第1項） 農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項の許可については、法令に定めるほか、次の<u>とおり</u>とする。 1 <u>（新設）</u> 農地法関係事務に係る処理基準について（<u>平12・6・1</u> 12構改B <u>404号</u>農林水産事務次官通知_。）の別紙1「農地法関係事務に係る処理基準」（以下「事務処理基準」という。）のうち、「第6 法第4条関係 1 農地法第4条第6項に規定する許可基準」 2 立地基準（法第4条第6項第1号及び第2号）

改 正 案	改 正 前
申請に係る農地を、その営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて以下のとおり区分し、許可の可否を判断する。 (1) 農用地区域内農地（法第4条第6項第1号イ） ① 要件 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域（農用地区域）内にある農地 ② 許可の基準 原則として許可しない。これは、市町村の定める農業振興地域整備計画において、農用地区域が農用地等として利用すべき土地の区域として位置付けられていることによる。 ただし、農地の転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。 ア 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。以下同じ。）に係る事業の用に供するために行われるものであること。（法第4条第6項ただし書） イ 農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること（法第4条第6項ただし書）。	申請に係る農地を、その営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて以下のとおり区分し、許可の可否を判断する。 (1) 農用地区域内農地（法第4条第6項第1号イ） ① 要件 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域（農用地区域）内にある農地 ② 許可の基準 原則として許可しない。これは、市町村の定める農業振興地域整備計画において、農用地区域が農用地等として利用すべき土地の区域として位置付けられていることによる。 ただし、農地の転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。 ア 土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。以下同じ。）に係る事業の用に供するために行われるものであること。（法第4条第6項ただし書） イ 農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること（法第4条第6項ただし書）。

改 正 案	改 正 前
ウ 次の全てに該当するものであること。(農地法施行令(昭和27年政令第445号。以下「令」という。)第4条第1項第1号) (ア) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用(3年以内)に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。 <u>ただし、「農地の区画や形質を変更することなくイベント会場等として一時的に利用する場合の農地転用の取扱いについて(技術的助言)」(令和4年3月31日付け3農振第2869号農村振興局長通知)の規定により、農地をその区画や形質を変更することなく短期間で利用し、当該利用が終了した後、直ちに当該農地を耕作の目的に供することが可能であることが明らかな場合は、この限りではない。</u> (イ) 農振法第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。 「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす場合」とは、例えば、転用行為の時期、位置等からみて農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の土地基盤整備事業の施行の妨げとな	ウ 次の全てに該当するものであること。(農地法施行令(以下「令」という。)第4条第1項第1号) (ア) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用(3年以内)に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。 <u>(新設)</u> (イ) 農振法第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。 「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす場合」とは、例えば、転用行為の時期、位置等からみて農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の土地基盤整備事業の施行の妨げとな

改 正 案	改 正 前
なる場合のほか、農地転用許可をすることができない工場、住宅団地等の建設のための地質調査を目的として一時転用を行う場合等が想定される。 (2) 第1種農地（法第4条第6項第1号ロ） ① 要件 農用地区域内にある農地以外の農地であって、良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するもの（下記（3）の甲種農地を除く。）。ただし、第1種農地の要件に該当する場合であっても、（4）の第3種農地の要件又は（5）の第2種農地の要件に該当するものは、第1種農地ではなく、第2種農地又は第3種農地として区分される。 ア おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（令第5条第1号） 「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいう。 農業用道路、農業用排水施設、防風林等により分断されている場合や、<u>農作物栽培高度化施設又は農業用施設（農作物栽培高度化施設を除く。以下同じ。）その他の施設</u>が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場	る場合のほか、農地転用許可をすることができない工場、住宅団地等の建設のための地質調査を目的として一時転用を行う場合等が想定される。 (2) 第1種農地（法第4条第6項第1号ロ） ① 要件 農用地区域内にある農地以外の農地であって、良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するもの（下記（3）の甲種農地を除く。）。ただし、第1種農地の要件に該当する場合であっても、（4）の第3種農地の要件又は（5）の第2種農地の要件に該当するものは、第1種農地ではなく、第2種農地又は第3種農地として区分される。 ア おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（令第5条第1号） 「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲まれた集団的に存在する農地をいう。 農業用道路、農業用排水施設、防風林等により分断されている場合や農業用施設<u>等</u>が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地と判断する。

改 正 案	改 正 前
合には、一団の農地と判断する。 一般道路は、原則として分断要因としない。ただし、片側２車線以上で中央分離帯が設置されている場合など、農業機械が容易に横断できない道路は分断要因とする。 河川は、原則として分断要因だが、農業機械が容易に横断又は迂回することができ、一体として利用することに支障がない場合は、分断要因として取り扱わない。 傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わない。 (注) 「<u>おおむね</u>」の範囲は、１割とする。 イ 土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、次の（ア）及び（イ）の要件を満たす事業（以下「特定土地改良事業等」という。）の施行に係る区域内にある農地（令第５条第２号） (注) 「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。	一般道路は、原則として分断要因としない。ただし、片側２車線以上で中央分離帯が設置されている場合など、農業機械が容易に横断できない道路は分断要因とする。 河川は、原則として分断要因だが、農業機械が容易に横断又は迂回することができ、一体として利用することに支障がない場合は、分断要因として取り扱わない。 傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わない。 (注) おおむねの範囲は、１割とする。 イ 土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、次の（ア）及び（イ）の要件を満たす事業（以下「特定土地改良事業等」という。）の施行に係る区域内にある農地（令第５条第２号） (注) 「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

改 正 案	改 正 前
(ア) 次のいずれかに該当する事業であること（主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。）。（農地法施行規則（<u>昭和27年農林省令第79号</u>。以下「則」という。）第40条第1号） - a 農業用排水施設の新設又は変更 - b 区画整理 - c 農地又は採草放牧地の造成（昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。） - d 埋立て又は干拓 - e 客土、暗きょ排水その他の農地又は採草放牧地の改良又は保全のため必要な事業 (イ) 次のいずれかに該当する事業であること。（則第40条第2号） - a 国又は地方公共団体が行う事業 - b 国又は地方公共団体が直接又は間接に経費の全部又は一部につき補助その他の助成を行う事業 - c 農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）に基づき株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業 - d 株式会社日本政策金融公庫<u>又は沖縄振興開発</u>	(ア) 次のいずれかに該当する事業であること（主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。）。（農地法施行規則（以下「則」という。）第40条第1号） - a 農業用排水施設の新設又は変更 - b 区画整理 - c 農地又は採草放牧地の造成（昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。） - d 埋立て又は干拓 - e 客土、暗きょ排水その他の農地又は採草放牧地の改良又は保全のため必要な事業 (イ) 次のいずれかに該当する事業であること。（則第40条第2号） - a 国又は地方公共団体が行う事業 - b 国又は地方公共団体が直接又は間接に経費の全部又は一部につき補助その他の助成を行う事業 - c 農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）に基づき株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業 - d 株式会社日本政策金融公庫から資金の貸付け

改 正 案	改 正 前
<u>金融公庫</u>から資金の貸付けを受けて行う事業 (cに掲げる事業を除く。) ウ 傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の 標準的な農地を超える生産をあげることができると認 められる農地 (令第5条第3号) ② 許可の基準 原則として許可しない。ただし、転用行為が次のいず れかに該当する場合には、例外的に許可をすることがで きる。 ア 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る 事業の用に供するために行われるものであること。(法 第4条第6項ただし書き) イ 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するた めに行うものであって、当該利用の目的を達成する上 で当該農地を供することが必要であると認められるも のであること。(令第4条第1項第2号柱書、同項第1 号イ) ウ 農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売 施設 (以下、「農業用施設等」という。) に供するため に行われるものであること。(令第4条第1項第2号イ) (ア) 「農業用施設」には、次のいずれかが該当する。 a <u>農業用道路</u>、農業用排水路、農業用ため池、 耕地防風林等農地等の保全又は利用上必要な施 設	を受けて行う事業 (cに掲げる事業を除く。) ウ 傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の 標準的な農地を超える生産をあげることができると認 められる農地 (令第5条第3号) ② 許可の基準 原則として許可しない。ただし、転用行為が次のいず れかに該当する場合には、例外的に許可をすることがで きる。 ア 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る 事業の用に供するために行われるものであること。(法 第4条第6項ただし書き) イ 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するた めに行うものであって、当該利用の目的を達成する上 で当該農地を供することが必要であると認められるも のであること。(令第4条第1項第2号柱書、同項第1 号イ) ウ 農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売 施設 (以下、「農業用施設等」という。) に供するため に行われるものであること。(令第4条第1項第2号イ) (ア) 「農業用施設」には、次のいずれかが該当する。 a <u>農道</u>、農業用排水路、農業用ため池、耕地防 風林等農地等の保全又は利用上必要な施設

改 正 案	改 正 前
b 畜舎、温室、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。）、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、乾燥、調製、貯蔵、出荷の用に供する施設 c たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具<u>格納庫</u>等農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設 d 廃棄された<u>農畜産物</u>又は<u>廃棄された</u>農業生産資材の処理の用に供する農業廃棄物処理施設 <u>（家畜伝染病予防法（昭和２６年法律第１６６号）第２１条第１項の規定による埋却が必要となる場合に備えて管理行為のみが行われる土地を含む。）</u> e 耕作又は養畜の事業のために必要不可欠な駐車場、トイレ、更衣室、事務所等 (イ) 「農畜産物処理加工施設」には、その地域で生産される農畜産物<u>（主として当該施設を設置する者が生産する農畜産物又は当該施設が設置される市町村及びその近隣の市町村の区域内において生産される農畜産物をいう。（ウ）において同じ。）</u>を原料として処理<u>又は</u>加工を行う、精米所、果汁（瓶詰、缶詰）製造施設、漬物製造施設、野菜加工施設、製茶施設、い草加工施設、食肉処理加工施設等が該当する。	b 畜舎、温室、植物工場（閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。）、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、乾燥、調製、貯蔵、出荷の用に供する施設 c たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具<u>収納施設</u>等農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設 d 廃棄された<u>農産物</u>又は農業生産資材の処理の用に供する農業廃棄物処理施設<u>等</u> e 耕作又は養畜の事業のために必要不可欠な駐車場、トイレ、更衣室、事務所等 (イ) 「農畜産物処理加工施設」には、その地域で生産される農畜産物を原料として処理・加工を行う、精米所、果汁（瓶詰、缶詰）製造施設、漬物製造施設、野菜加工施設、製茶施設、い草加工施設、食肉処理加工施設等が該当する。

改 正 案	改 正 前
(ウ) 「農畜産物販売施設」には、その地域で生産される農畜産物 <u>(当該農畜産物が処理又は加工されたものを含む。)</u> の販売を行う施設で、<u>農業者</u>自ら設置する施設のほか農業者の団体、<u>(イ)の処理又は加工を行う者</u>等が設置する地域特産物販売施設等が該当する。 (エ) 農業用施設等の管理又は利用のために必要不可欠な駐車場、トイレ、更衣室、事務所等については、当該施設等と一体的に設置される場合には、農業用施設等に該当する。 (オ) 農業用施設等に附帯して太陽光発電設備等を農地に設置する場合、当該設備等が次に掲げる事項の全てに該当するときには、農業用施設に該当する。 a 当該農業用施設等と一体的に設置されること。 b 発電した電気は、当該農業用施設等に直接供給すること。 c 発電能力が、当該農業用施設等の瞬間的な最大消費電力を超えないこと。ただし、当該農業用施設等の床面積を超えない規模であること。 エ 地域の農業の振興に資する施設として次に掲げるものの用に供するために行われるものであること。(第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認め	(ウ) 「農畜産物販売施設」には、その地域で生産される農畜産物の販売を行う施設で、<u>農家</u>自ら設置する施設のほか農業者の団体等が設置する地域特産物販売施設等が該当する。 (エ) 農業用施設等の管理又は利用のために必要不可欠な駐車場、トイレ、更衣室、事務所等については、当該施設等と一体的に設置される場合には、農業用施設等に該当する。 (オ) 農業用施設等に附帯して太陽光発電設備等を農地に設置する場合、当該設備等が次に掲げる事項の全てに該当するときには、農業用施設に該当する。 a 当該農業用施設等と一体的に設置されること。 b 発電した電気は、当該農業用施設等に直接供給すること。 c 発電能力が、当該農業用施設等の瞬間的な最大消費電力を超えないこと。ただし、当該農業用施設等の床面積を超えない規模であること。 エ 地域の農業の振興に資する施設として次に掲げるものの用に供するために行われるものであること。(第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認め

改 正 案	改 正 前
られるものに限る。)(令第4条第1項第2号イ、則第33条) (注) 「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が当該申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。 (ア) 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設 「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」とは、農業体験施設や農家レストランなど都市住民の農村への来訪を促すことにより地域を活性化したり、都市住民の農業・農村に対する理解を深める等の効果を発揮することを通じて、地域の農業に資するものをいう。 (イ) 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設 「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」とは、その地域の農業従事者を相当数安定的に雇用することが確実な工場、加工・流通業務施設等の事業所その他土地利用の集約度の高い施設をい	られるものに限る。)(令第4条第1項第2号イ、則第33条) (注) 「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が当該申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。 (ア) 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設 「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」とは、農業体験施設や農家レストランなど都市住民の農村への来訪を促すことにより地域を活性化したり、都市住民の農業・農村に対する理解を深める等の効果を発揮することを通じて、地域の農業に資するものをいう。 (イ) 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設 「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」とは、その地域の農業従事者を相当数安定的に雇用することが確実な工場、加工・流通業務施設等の事業所その他土地利用の集約度の高い施設をい

改 正 案	改 正 前
う。 「農業従事者」には、農業従事者の世帯員も含まれる。 「就業機会の増大に寄与する」か否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合を目安とし、当該割合がおおむね3割以上であれば、これに該当するものと判断する。 (注) 農業従事者の雇用の確実性を判断するために、申請書に雇用計画及び申請者と地元自治体との雇用協定を添付することを求めるものとする。 (ウ) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設 「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」とは、農業従事者の生活環境を改善するだけでなく、地域全体の活性化等を図ることにより、地域の農業の振興に資するものであり、農業従事者個人の住宅等特定の者が利用するものは含まれない。 (エ) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの これは集落の通常の発展の範囲内で集落を核と	う。 「農業従事者」には、農業従事者の世帯員も含まれる。 「就業機会の増大に寄与する」か否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合を目安とし、当該割合がおおむね3割以上であれば、これに該当するものと判断する。 (注) 農業従事者の雇用の確実性を判断するために、申請書に雇用計画及び申請者と地元自治体との雇用協定を添付することを求めるものとする。 (ウ) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設 「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」とは、農業従事者の生活環境を改善するだけでなく、地域全体の活性化等を図ることにより、地域の農業の振興に資するものであり、農業従事者個人の住宅等特定の者が利用するものは含まれない。 (エ) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの これは集落の通常の発展の範囲内で集落を核と

改 正 案	改 正 前
した滲み出し的に行われる農地の転用は認める趣旨である。 「集落」とは、相当数の家屋が連たんして集合している区域をいい、その地域の平均的な規模であるか、集落としての機能を有しているか等に基づき個々に判断する。農村地域においては、様々な集落の形態があるところ、必ずしも全ての家屋の敷地が連続していなくとも、一定の連続した家屋を中心として、一定の区域に家屋が集合している場合には、一つの集落として取り扱う。 「集落に接続して」とは、既存の集落と間隔を置かないで接する状態をいう。この場合、申請地と集落の間に農地が介在する場合であっても、集落周辺の農地の利用状況等を踏まえ、周辺の土地の農業上の利用に支障がないと認められる次に掲げる事項の全てに該当する場合には、集落に接続していると判断する。 a 申請に係る農地の位置からみて、集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがないと認められること。 b 集落の周辺の農地の利用状況等を勘案して、既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められること。 「日常生活上又は業務上必要な施設」には、店	した滲み出し的に行われる農地の転用は認める趣旨である。 「集落」とは、相当数の家屋が連たんして集合している区域をいい、その地域の平均的な規模であるか、集落としての機能を有しているか等に基づき個々に判断する。農村地域においては、様々な集落の形態があるところ、必ずしも全ての家屋の敷地が連続していなくとも、一定の連続した家屋を中心として、一定の区域に家屋が集合している場合には、一つの集落として取り扱う。 「集落に接続して」とは、既存の集落と間隔を置かないで接する状態をいう。この場合、申請地と集落の間に農地が介在する場合であっても、集落周辺の農地の利用状況等を踏まえ、周辺の土地の農業上の利用に支障がないと認められる次に掲げる事項の全てに該当する場合には、集落に接続していると判断する。 a 申請に係る農地の位置からみて、集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがないと認められること。 b 集落の周辺の農地の利用状況等を勘案して、既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められること。 「日常生活上又は業務上必要な施設」には、店

改 正 案	改 正 前
舗、事務所、作業場等その集落に居住する者が生活を営む上で必要な施設全般が該当するが、その集落の規模に比べて過大な施設（大型スーパーや大規模事業所等）は該当しない。 オ 申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は不適当なものとして次に掲げる施設の用に供するために行われるものであること。（令第４条第１項第２号ロ、則第３４条） （ア） 病院、療養所その他の医療事業の用に供する施設でその目的を達成する上で市街地以外の地域に設置する必要があるもの （イ） 火薬庫又は火薬類の製造施設 （ウ） （ア）又は（イ）に掲げる施設に類する施設 悪臭、騒音、廃煙等のため市街地の居住性を悪化させるおそれのある施設をいい、ごみ焼却場、下水又は糞尿等処理場等の施設が該当する。 カ 特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。（令第４条第１項第２号ハ、則第３５条） （ア） 調査研究（その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものに限る。） （イ） 土石その他の資源の採取 （ウ） 水産動植物の養殖用施設その他これに類するも	舗、事務所、作業場等その集落に居住する者が生活を営む上で必要な施設全般が該当するが、その集落の規模に比べて過大な施設（大型スーパーや大規模事業所等）は該当しない。 オ 申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は不適当なものとして次に掲げる施設の用に供するために行われるものであること。（令第４条第１項第２号ロ、則第３４条） （ア） 病院、療養所その他の医療事業の用に供する施設でその目的を達成する上で市街地以外の地域に設置する必要があるもの （イ） 火薬庫又は火薬類の製造施設 （ウ） （ア）又は（イ）に掲げる施設に類する施設 悪臭、騒音、廃煙等のため市街地の居住性を悪化させるおそれのある施設をいい、ごみ焼却場、下水又は糞尿等処理場等の施設が該当する。 カ 特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。（令第４条第１項第２号ハ、則第３５条） （ア） 調査研究（その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものに限る。） （イ） 土石その他の資源の採取 （ウ） 水産動植物の養殖用施設その他これに類するも

改 正 案	改 正 前
の 「水産動植物の養殖用施設」とは、水辺に設置される必要があるため特別の立地条件を必要とするものとして転用の許可をすることができることとするものであり、「これに類するもの」には、水産ふ化場等が該当する。 (エ) 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの a 一般国道又は都道府県道の沿道の区域 b 高速自動車国道その他の自動車専用道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口の周囲おおむね３００メートル以内の区域 「休憩所」とは、自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設であって、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を当該施設の内部に備えているもの（宿泊施設を除く。）をいう。<u>したがって、駐車場及びトイレを備えているだけの施設は、「休憩所」に該当しない。</u> 「流通業務施設」とは、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和４１年法律第１１０号）第５条第１項第１号から第５号までに掲げる施設をいい、具体的には、次の施設をいう。 (a) トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他	の 「水産動植物の養殖用施設」とは、水辺に設置される必要があるため特別の立地条件を必要とするものとして転用の許可をすることができることとするものであり、「これに類するもの」には、水産ふ化場等が該当する。 (エ) 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの a 一般国道又は都道府県道の沿道の区域 b 高速自動車国道その他の自動車専用道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口の周囲おおむね３００メートル以内の区域 「休憩所」とは、自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設であって、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を当該施設の内部に備えているもの（宿泊施設を除く。）をいう。 「流通業務施設」とは、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和４１年法律第１１０号）第５条第１項第１号から第５号までに掲げる施設をいい、具体的には、次の施設をいう。 (a) トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他

改 正 案	改 正 前
貨物の積卸しのための施設 (b) 卸売市場 (c) 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽又は貯木場 (d) 上屋又は荷さばき場 (e) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗 「これらに類する施設」<u>には</u>、車両の通行上必要な施設として、自動車修理工場、食堂等の施設<u>が該当する</u>。 なお、コンビニエンスストア及びその駐車場（以下、「コンビニ等」という。）については、主要な道路の沿道において周辺に自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設が少ない場合には、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を備えているコンビニ等は、「これらに類する施設」に該当する施設として取り扱う。 「出入口」とは、インターチェンジにおける高速自動車国道その他の自動車専用道路への進入路と一般道との接続又は合流点をいう。 (注) <u>「おおむね」</u>の範囲は、1割とする。 (オ) 既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）	貨物の積卸しのための施設 (b) 卸売市場 (c) 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽又は貯木場 (d) 上屋又は荷さばき場 (e) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗 「これらに類する施設」<u>とは</u>、車両の通行上必要な施設として、自動車修理工場、食堂等の施設<u>をいう</u>。 なお、コンビニエンスストア及びその駐車場（以下、「コンビニ等」という。）については、主要な道路の沿道において周辺に自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設が少ない場合には、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を備えているコンビニ等は、「これらに類する施設」に該当する施設として取り扱う。 「出入口」とは、インターチェンジにおける高速自動車国道その他の自動車専用道路への進入路と一般道との接続又は合流点をいう。 (注) おおむねの範囲は、1割とする。 (オ) 既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。）

改 正 案	改 正 前
「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいう。 (カ) 第1種農地に係る転用事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設 キ 隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。(事業の総面積に占める申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、甲種農地の面積の割合が5分の1を超えないものに限る。)(令第4条第1項第2号ニ、則第36条) ク 公益性が高いと認められる事業で次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。(令第4条第1項第2号ホ、則第37条) (ア) 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業(太陽光を電気に変換する設備に関するものを除く。) (イ) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項各号に掲げる目的を達成するために行われる森林の造成 (ウ) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第	「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいう。 (カ) 第1種農地に係る転用事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設 キ 隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。(事業の総面積に占める申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、甲種農地の面積の割合が5分の1を超えないものに限る。)(令第4条第1項第2号ニ、則第36条) ク 公益性が高いと認められる事業で次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。(令第4条第1項第2号ホ、則第37条) (ア) 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業(太陽光を電気に変換する設備に関するものを除く。) (イ) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項各号に掲げる目的を達成するために行われる森林の造成 (ウ) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第

改 正 案	改 正 前
24条第1項に規定する関連事業計画若しくは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項の規定による勧告に基づき行われる家屋の移転その他の措置又は同法第10条第1項若しくは第2項の規定による命令に基づき行われる急傾斜地崩壊防止工事 (エ) 非常災害のために必要な応急処置 (オ) 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為 (カ) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項の工場立地調査簿に工場適地として記載された土地の区域内において行われる工場又は事業場の設置 (キ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）附則第5条第1項第1号に掲げる業務 (ク) 集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第1項の集落地区計画の定められた区域内において行われる同項に規定する集落地区施設及び建築物等の整備 (ケ) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成1	24条第1項に規定する関連事業計画若しくは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項の規定による勧告に基づき行われる家屋の移転その他の措置又は同法第10条第1項若しくは第2項の規定による命令に基づき行われる急傾斜地崩壊防止工事 (エ) 非常災害のために必要な応急処置 (オ) 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為 (カ) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項の工場立地調査簿に工場適地として記載された土地の区域内において行われる工場又は事業場の設置 (キ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）附則第5条第1項第1号に掲げる業務 (ク) 集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第1項の集落地区計画の定められた区域内において行われる同項に規定する集落地区施設及び建築物等の整備 (ケ) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成1

改 正 案	改 正 前
0年法律第41号)第4条第1項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画<u>(同条第4項及び第5項の規定による協議が調ったものに限る。)</u>に従って行われる同法第2条に規定する優良田園住宅の建設 (コ) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第3条第1項の農用地土壌汚染対策地域として指定された地域内にある農用地その他の農用地の土壌の同法第2条第3項に規定する特定有害物質による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業 (サ) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)第5条第1項に規定する基本計画に定められた同条第2項第2号に掲げる区域内において同法第7条第1項に規定する設備整備計画(当該設備整備計画のうち同条第2項第2号に掲げる事項について同法第6条第1項に規定する協議会における協議が調ったものであり、かつ、同法第7条第4項第1号に掲げる行為に係る当該設備	0年法律第41号)第4条第1項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画に従って行われる同法第2条に規定する優良田園住宅の建設 (コ) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第3条第1項の農用地土壌汚染対策地域として指定された地域内にある農用地その他の農用地の土壌の同法第2条第3項に規定する特定有害物質による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業 (サ) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)第5条第1項に規定する基本計画に定められた同条第2項第2号に掲げる区域内において同法第7条第1項に規定する設備整備計画(当該設備整備計画のうち同条第2項第2号に掲げる事項について同法第6条第1項に規定する協議会における協議が調ったものであり、かつ、同法第7条第4項第1号に掲げる行為に係る当該設備

改 正 案	改 正 前
整備計画についての協議が調ったものに限る。) に従って行われる同法第 3 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備 <u>(シ) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号) 第 21 条第 5 項第 2 号に規定する促進区域内において同法第 21 条の 2 第 1 項において読み替えて適用する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 7 条第 1 項の認定を受けた同項に規定する設備整備計画に従って行われる同法第 3 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備</u> <u>(ス) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成 19 年法律第 48 号) 第 5 条第 1 項の規定により作成された活性化計画(当該活性化計画に記載された同条第 2 項第 2 号ニに規定する事項及び同条第 4 項各号に掲げる事項について同法第 6 条第 1 項に規定する協議会における協議が調ったものに限る。) に従って行われる同法第 5 条第 2 項第 2 号ニに規定する事業</u> (注) (カ)、(キ)、(ク)、(サ) <u>及び(シ)</u> については、農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。 ケ 令第 4 条第 1 項第 2 号へに掲げる地域整備法の定め	整備計画についての協議が調ったものに限る。) に従って行われる同法第 3 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (注) (カ)、(キ)、(ク) <u>及び</u> (サ) については、農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。 ケ 令第 4 条第 1 項第 2 号へに掲げる地域整備法の定め

改 正 案	改 正 前
るところに従って行われるものであること。(令第4条第1項第2号へ) <u>(注) あらかじめ地域整備法による施設の整備と農業上の土地利用との調整を即地的に行う。</u> コ 農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画に従って行われるものであること。(令第4条第1項第2号へ、則第38条・第39条) (3) 甲種農地 (令第6条) ① 要件 第1種農地の要件に該当する農地のうち市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するもの ア おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械 <u>(農作業の効率化又は農作業における身体の負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、農業経営の改善に寄与する農業機械をいう。)</u> による営農に適するものと認められること。(令第6条第1号、則第41条) 「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲	るところに従って行われるものであること。(令第4条第1項第2号へ) <u>(新設)</u> コ 農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画に従って行われるものであること。(令第4条第1項第2号へ、則第38条・第39条) (3) 甲種農地 (令第6条) ① 要件 第1種農地の要件に該当する農地のうち市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するもの ア おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するものと認められること。(令第6条第1号、則第41条) 「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車道等農業機械が横断することができない土地により囲

改 正 案	改 正 前
まれた集団的に存在する農地をいう。 農業用道路、農業用排水施設、防風林等により分断されている場合や、<u>農作物栽培高度化施設又は</u>農業用施設が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地と判断する。 一般道路は、原則として分断要因としない。ただし、片側２車線以上で中央分離帯が設置されている場合など、農業機械が容易に横断できない道路は分断要因とする。 河川は、原則として分断要因だが、農業機械が容易に横断又は迂回することができ、一体として利用することに支障がない場合は、分断要因として取り扱わない。 傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わない。 (注１) <u>「おおむね」</u>の範囲は、１割とする。 (注２) 平均３０アールの長方形には場整備された一団の農地の区域内にある農地を高性能農業機械による営農に適する「区画の面積」及び「形状」とする。	まれた集団的に存在する農地をいう。 農業用道路、農業用排水施設、防風林等により分断されている場合や農業用施設<u>等</u>が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地と判断する。 一般道路は、原則として分断要因としない。ただし、片側２車線以上で中央分離帯が設置されている場合など、農業機械が容易に横断できない道路は分断要因とする。 河川は、原則として分断要因だが、農業機械が容易に横断又は迂回することができ、一体として利用することに支障がない場合は、分断要因として取り扱わない。 傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わない。 (注１) おおむねの範囲は、１割とする。 (注２) 平均３０アールの長方形には場整備された一団の農地の区域内にある農地を高性能農業機械による営農に適する「区画の面積」及び「形状」とする。

改 正 案	改 正 前
(注3) 「高性能農業機械」は、福岡県高性能農業機械導入指針で定める高性能農業機械を<u>基準として判断する</u>。 イ 特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のうち、当該事業（農地を開発すること又は農地の形質に変更を加えることによって当該農地を改良し、若しくは保全することを目的とする事業「いわゆる面的整備事業」に限る。）の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過したもの以外のもので、次の（ア）及び（イ）の要件を満たすものであること。 （令第6条第2号、則第42条） （ア） 次のいずれかに該当する事業であること（主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。）。 - a 区画整理 - b 農地又は採草放牧地の造成（昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。） - c 埋立て又は干拓 - d 客土、暗きょ排水その他の農地又は採草放牧地の改良又は保全のため必要な事業 （イ） 次のいずれかに該当する事業であること。 - a 国又は都道府県が行う事業 - b 国又は都道府県が直接又は間接に経費の全部	(注3) 「高性能農業機械」とは、福岡県<u>特定</u>高性能農業機械導入指針で定める<u>特定</u>高性能農業機械を<u>いう</u>。 イ 特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のうち、当該事業（農地を開発すること又は農地の形質に変更を加えることによって当該農地を改良し、若しくは保全することを目的とする事業「いわゆる面的整備事業」に限る。）の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過したもの以外のもので、次の（ア）及び（イ）の要件を満たすものであること。 （令第6条第2号、則第42条） （ア） 次のいずれかに該当する事業であること（主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。）。 - a 区画整理 - b 農地又は採草放牧地の造成（昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。） - c 埋立て又は干拓 - d 客土、暗きょ排水その他の農地又は採草放牧地の改良又は保全のため必要な事業 （イ） 次のいずれかに該当する事業であること。 - a 国又は都道府県が行う事業 - b 国又は都道府県が直接又は間接に経費の全部

改 正 案	改 正 前
又は一部を補助する事業 (注1) 「工事が完了した年度」については、土地改良事業の工事の場合にあっては土地改良法第113条の3第2項又は第3項の規定による公告により、土地改良事業以外の事業の工事の場合にあっては事業実績報告等により確認する。 (注2) 「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、同事業等を実施中である区域を含むが、同事業等の調査計画の段階であるものは含まない。 ② 許可の基準 原則として許可しない。ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。 ア 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものであること。(法第4条第6項ただし書) イ 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。(令第4条第1項第2号柱書、同項第1号イ) ウ 農業用施設等に供するために行われるものであること	又は一部を補助する事業 (注1) 「工事が完了した年度」については、土地改良事業の工事の場合にあっては土地改良法第113条の3第2項又は第3項の規定による公告により、土地改良事業以外の事業の工事の場合にあっては事業実績報告等により確認する。 (注2) 「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、同事業等を実施中である区域を含むが、同事業等の調査計画の段階であるものは含まない。 ② 許可の基準 原則として許可しない。ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。 ア 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものであること。(法第4条第6項ただし書) イ 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。(令第4条第1項第2号柱書、同項第1号イ) ウ 農業用施設等に供するために行われるものであること

改 正 案	改 正 前
と。(令第4条第1項第2号イ) エ 地域の農業の振興に資する施設として次に掲げるものの用に供するために行われるものであること。(第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。)(令第4条第1項第2号イ、則第33条) (注) 「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が当該申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。 (ア) 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設 「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」とは、農業体験施設や農家レストランなど都市住民の農村への来訪を促すことにより地域を活性化したり、都市住民の農業・農村に対する理解を深める等の効果を発揮することを通じて、地域の農業に資するものをいう。	と。(令第4条第1項第2号イ) エ 地域の農業の振興に資する施設として次に掲げるものの用に供するために行われるものであること。(第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。)(令第4条第1項第2号イ、則第33条) (注) 「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地、第2種農地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が当該申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。 (ア) 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設 「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」とは、農業体験施設や農家レストランなど都市住民の農村への来訪を促すことにより地域を活性化したり、都市住民の農業・農村に対する理解を深める等の効果を発揮することを通じて、地域の農業に資するものをいう。

改 正 案	改 正 前
(イ) 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設 「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」 とは、その地域の農業従事者を相当数安定的に雇用することが確実な工場、加工・流通業務施設等の事業所その他土地利用の集約度の高い施設をいう。 「農業従事者」には、農業従事者の世帯員も含まれる。 「就業機会の増大に寄与する」か否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合を目安とし、当該割合がおおむね3割以上であれば、これに該当するものと判断する。 (注) 農業従事者の雇用の確実性を判断するために、申請書に雇用計画及び申請者と地元自治体との雇用協定を添付することを求めるものとする。 (ウ) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設 「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」とは、農業従事者の生活環境を改善するだけでなく、地域全体の活性化等を図ることにより、地域の農業の振興に資するものであり、農業従事者個人の住宅等特定の者が利用するものは含	(イ) 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設 「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」 とは、その地域の農業従事者を相当数安定的に雇用することが確実な工場、加工・流通業務施設等の事業所その他土地利用の集約度の高い施設をいう。 「農業従事者」には、農業従事者の世帯員も含まれる。 「就業機会の増大に寄与する」か否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合を目安とし、当該割合がおおむね3割以上であれば、これに該当するものと判断する。 (注) 農業従事者の雇用の確実性を判断するために、申請書に雇用計画及び申請者と地元自治体との雇用協定を添付することを求めるものとする。 (ウ) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設 「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」とは、農業従事者の生活環境を改善するだけでなく、地域全体の活性化等を図ることにより、地域の農業の振興に資するものであり、農業従事者個人の住宅等特定の者が利用するものは含

改 正 案	改 正 前
まれない。 (エ) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもので、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないもの これは集落の通常の発展の範囲内で集落を核とした滲み出し的に行われる農地の転用は認める趣旨である。 「集落」とは、相当数の家屋が連たんして集合している区域をいい、その地域の平均的な規模であるか、集落としての機能を有しているか等に基づき個々に判断する。農村地域においては、様々な集落の形態があるところ、必ずしも全ての家屋の敷地が連続していなくとも、一定の連続した家屋を中心として、一定の区域に家屋が集合している場合には、一つの集落として取り扱う。 「集落に接続して」とは、既存の集落と間隔を置かないで接する状態をいう。この場合、申請地と集落の間に農地が介在する場合であっても、集落周辺の農地の利用状況等を踏まえ、周辺の土地の農業上の利用に支障がないと認められる次に掲げる事項の全てに該当する場合には、集落に接続していると判断する。 a 申請に係る農地の位置からみて、集団的に存	まれない。 (エ) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもので、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないもの これは集落の通常の発展の範囲内で集落を核とした滲み出し的に行われる農地の転用は認める趣旨である。 「集落」とは、相当数の家屋が連たんして集合している区域をいい、その地域の平均的な規模であるか、集落としての機能を有しているか等に基づき個々に判断する。農村地域においては、様々な集落の形態があるところ、必ずしも全ての家屋の敷地が連続していなくとも、一定の連続した家屋を中心として、一定の区域に家屋が集合している場合には、一つの集落として取り扱う。 「集落に接続して」とは、既存の集落と間隔を置かないで接する状態をいう。この場合、申請地と集落の間に農地が介在する場合であっても、集落周辺の農地の利用状況等を踏まえ、周辺の土地の農業上の利用に支障がないと認められる次に掲げる事項の全てに該当する場合には、集落に接続していると判断する。 a 申請に係る農地の位置からみて、集団的に存

改 正 案	改 正 前
在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがないと認められること。 b 集落の周辺の農地の利用状況等を勘案して、既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められること。 「日常生活上又は業務上必要な施設」には、店舗、事務所、作業場等その集落に居住する者が生活を営む上で必要な施設全般が該当するが、その集落の規模に比べて過大な施設（大型スーパーや大規模事業所等）は該当しない。 （注） <u>「おおむね」</u>の範囲は、1割とする。 オ 特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。（令第4条第1項第2号ハ、則第35条） （ア） 調査研究（その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものに限る。） （イ） 土石その他の資源の採取 （ウ） 水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの 「水産動植物の養殖用施設」とは、水辺に設置される必要があるため特別の立地条件を必要とするものとして転用の許可をすることができることとするものであり、「これに類するもの」には、水産ふ	在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがないと認められること。 b 集落の周辺の農地の利用状況等を勘案して、既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められること。 「日常生活上又は業務上必要な施設」には、店舗、事務所、作業場等その集落に居住する者が生活を営む上で必要な施設全般が該当するが、その集落の規模に比べて過大な施設（大型スーパーや大規模事業所等）は該当しない。 （注） おおむねの範囲は、1割とする。 オ 特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。（令第4条第1項第2号ハ、則第35条） （ア） 調査研究（その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものに限る。） （イ） 土石その他の資源の採取 （ウ） 水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの 「水産動植物の養殖用施設」とは、水辺に設置される必要があるため特別の立地条件を必要とするものとして転用の許可をすることができることとするものであり、「これに類するもの」には、水産ふ

改 正 案	改 正 前
化場等が該当する。 (エ) 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの a 一般国道又は都道府県道の沿道の区域 b 高速自動車国道その他の自動車専用道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域 「休憩所」とは、自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設であって、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を当該施設の内部に備えているもの（宿泊施設を除く。）をいう。<u>したがって、駐車場及びトイレを備えているだけの施設は、「休憩所」に該当しない。</u> 「流通業務施設」とは、流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項第1号から第5号までに掲げる施設をいい、具体的には、次の施設をいう。 (a) トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設 (b) 卸売市場 (c) 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽又は貯木場 (d) 上屋又は荷さばき場 (e) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務	化場等が該当する。 (エ) 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの a 一般国道又は都道府県道の沿道の区域 b 高速自動車国道その他の自動車専用道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域 「休憩所」とは、自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設であって、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を当該施設の内部に備えているもの（宿泊施設を除く。）をいう。 「流通業務施設」とは、流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項第1号から第5号までに掲げる施設をいい、具体的には、次の施設をいう。 (a) トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設 (b) 卸売市場 (c) 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽又は貯木場 (d) 上屋又は荷さばき場 (e) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務

改 正 案	改 正 前
所又は店舗 「これらに類する施設」<u>には</u>、車両の通行上必要な施設として、自動車修理工場、食堂等の施設<u>が該当する。</u> なお、コンビニ等については、主要な道路の沿道において周辺に自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設が少ない場合には、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を備えているコンビニ等は、「これらに類する施設」に該当する施設として取り扱う。 「出入口」とは、インターチェンジにおける高速自動車国道その他の自動車専用道路への進入路と一般道との接続又は合流点をいう。 (注) <u>「おおむね」</u>の範囲は、1割とする。 (オ) 既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。） 「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいう。 カ 隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。（事業の総面積に占める申請に係る	所又は店舗 「これらに類する施設」<u>とは</u>、車両の通行上必要な施設として、自動車修理工場、食堂等の施設<u>をいう。</u> なお、コンビニ等については、主要な道路の沿道において周辺に自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設が少ない場合には、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を備えているコンビニ等は、「これらに類する施設」に該当する施設として取り扱う。 「出入口」とは、インターチェンジにおける高速自動車国道その他の自動車専用道路への進入路と一般道との接続又は合流点をいう。 (注) おおむねの範囲は、1割とする。 (オ) 既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。） 「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいう。 カ 隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。（事業の総面積に占める申請に係る

改 正 案	改 正 前
第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、甲種農地の面積の割合が5分の1を超えないものに限る。)(令第4条第1項第2号ニ、則第36条) キ 公益性が高いと認められる事業で次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。(令第4条第1項第2号ホ、則第37条) (ア) 森林法第25条第1項各号に掲げる目的を達成するために行われる森林の造成 (イ) 非常災害のために必要な応急処置 (ウ) 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為 (エ) 集落地域整備法第5条第1項の集落地区計画の定められた区域内において行われる同項に規定する集落地区施設及び建築物等の整備 (オ) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画(同条第4項及び第5項の規定による協議が調ったものに限る。))に従って行われる同法第2条に規定する優良田園住宅の建設 (カ) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項の農用地土壌汚染対策地域として指定され	第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、甲種農地の面積の割合が5分の1を超えないものに限る。)(令第4条第1項第2号ニ、則第36条) キ 公益性が高いと認められる事業で次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。(令第4条第1項第2号ホ、則第37条) (ア) 森林法第25条第1項各号に掲げる目的を達成するために行われる森林の造成 (イ) 非常災害のために必要な応急処置 (ウ) 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為 (エ) 集落地域整備法第5条第1項の集落地区計画の定められた区域内において行われる同項に規定する集落地区施設及び建築物等の整備 (オ) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画に従って行われる同法第2条に規定する優良田園住宅の建設 (カ) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条第1項の農用地土壌汚染対策地域として指定され

改 正 案	改 正 前
た地域内にある農用地その他の農用地の土壌の同法第2条第3項に規定する特定有害物質による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業 (注) (エ)については、農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。 ク 令第4条第1項第2号へに掲げる地域整備法の定めるところに従って行われるものであること。(令第4条第1項第2号へ) <u>(注) あらかじめ地域整備法による施設の整備と農業上の土地利用との調整を即地的に行う。</u> ケ 農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画に従って行われるものであること。(令第4条第1項第2号へ、則第38条・第39条) (4) 第3種農地(法第4条第6項第1号ロ(1)) ① 要件 農用地区域内にある農地以外の農地のうち、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地	た地域内にある農用地その他の農用地の土壌の同法第2条第3項に規定する特定有害物質による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業 (注) (エ)については、農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。 ク 令第4条第1項第2号へに掲げる地域整備法の定めるところに従って行われるものであること。(令第4条第1項第2号へ) <u>(新設)</u> ケ 農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画に従って行われるものであること。(令第4条第1項第2号へ、則第38条・第39条) (4) 第3種農地(法第4条第6項第1号ロ(1)) ① 要件 農用地区域内にある農地以外の農地のうち、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地

改 正 案	改 正 前
で、次に掲げる区域内にあるもの<u>(令第7条、則第43条及び第44条)</u>。<u>なお</u>、第3種農地の要件に該当する場合には、同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても、第3種農地として区分される<u>(法第4条第6項第1号ロ括弧書)</u>。 ア 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が次に掲げる程度に達している区域（令第7条第1号、則第43条） （ア） 水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路（幅員4メートル以上の道及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい、高速自動車国道その他の自動車専用道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）及び農業用道路を除く。）の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。 （注1） 「おおむね」の範囲は、1割とする。 （注2） 「教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設」は、市街化の指標とな	で、次に掲げる区域内にあるもの。<u>ただし</u>、第3種農地の要件に該当する場合には、同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても、第3種農地として区分される。 ア 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況が次に掲げる程度に達している区域（令第7条第1号、則第43条） （ア） 水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路（幅員4メートル以上の道及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい、高速自動車国道その他の自動車専用道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）及び農業用道路を除く。）の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。 （注1） 「おおむね」の範囲は、1割とする。 （注2） 「教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設」は、市街化の指標とな

改 正 案	改 正 前
り、かつ住宅等の施設を誘引することが期待できるものを対象とする。 具体例としては、学校、幼稚園、病院、医院、市役所・町村役場（支所を含む。また、政令指定市については区役所、出張所を含む。）、国・県の合同庁舎、総合庁舎、市町村の大規模な複合施設、認可保育所等の都市的施設が該当する。 なお、針灸・整体・整骨院、市役所及び町村役場の出張所、国・県の単独の出先事務所、地区集会所・地区公民館、警察署、消防署、郵便局、銀行、公園、汚水処理場等は該当しない。 (イ) 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね300メートル以内に次に掲げる施設のいずれかが存すること。 a 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場 b 高速自動車国道その他の自動車専用道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口 「出入口」とは、インターチェンジにおける高速自動車国道その他の自動車専用道路への進入	り、かつ住宅等の施設を誘引することが期待できるものを対象とする。 具体例としては、学校、幼稚園、病院、医院、市役所・町村役場（支所を含む。また、政令指定市については区役所、出張所を含む。）、国・県の合同庁舎、総合庁舎、市町村の大規模な複合施設、認可保育所等の都市的施設が該当する。 なお、針灸・整体・整骨院、市役所及び町村役場の出張所、国・県の単独の出先事務所、地区集会所・地区公民館、警察署、消防署、郵便局、銀行、公園、汚水処理場等は該当しない。 (イ) 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね300メートル以内に次に掲げる施設のいずれかが存すること。 (a) 鉄道の駅、軌道の停車場、<u>バスターミナル（バス停留所は含まない。）</u>又は船舶の発着場 b 高速自動車国道その他の自動車専用道路（高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。）の出入口 「出入口」とは、インターチェンジにおける高速自動車国道その他の自動車専用道路への進入

改 正 案	改 正 前
路と一般道との接続又は合流点をいう。 c 都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場（これらの支所を含む。） d その他 a から c までに掲げる施設に類する施設 <u>具体的には、バスターミナル（バス停留所は含まない。）等が想定される。</u> （注） 「おおむね」の範囲は、1割とする。 イ 宅地化の状況が次のいずれかに該当する程度に達している区域（令第7条第2号、則第44条） （ア） 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていること。 （イ） 街区（道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域をいう。以下同じ。）の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えていること。 （ウ） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）。 <u>なお、農作物栽培高度化施設用地に用途地域の指定又は変更がなされた場合には、当該指定又は変更がなされたことをもって農業上の土地利用との調整が調ったものとはならない。</u>	路と一般道との接続又は合流点をいう。 c 都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場（これらの支所を含む。） d その他 a から c までに掲げる施設に類する施設 <u>（新設）</u> （注） 「おおむね」の範囲は、1割とする。 イ 宅地化の状況が次のいずれかに該当する程度に達している区域（令第7条第2号、則第44条） （ア） 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていること。 （イ） 街区（道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域をいう。以下同じ。）の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えていること。 （ウ） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていること（農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。）。 <u>（新設）</u>

改 正 案	改 正 前
ウ 土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第２条第１項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域（令第７条第３号） ② 許可の基準 原則として許可する。 （５） 第２種農地（法第４条第６項第１号ロ（２）） ① 要件 農用地区域内にある農地及び甲種農地以外の農地で、次の要件に該当するもの。なお、アに掲げる要件に該当する場合には、同時に第１種農地の要件に該当する場合であっても、第２種農地として区分される（<u>法第４条第６項第１号ロ括弧書</u>）。 ア 市街地の区域又は市街地化の著しい区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるもの（法第４条第６項第１号ロ（２）） （ア） 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況からみて（４）の第３種農地の要件アに掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として次に掲げるもの（令第８条第１号、則第４５条） a 相当数の街区を形成している区域 b 次に掲げる施設の周囲おおむね５００メートル（当該施設を中心とする半径５００メートル	ウ 土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第２条第１項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域（令第７条第３号） ② 許可の基準 原則として許可する。 （５） 第２種農地（法第４条第６項第１号ロ（２）） ① 要件 農用地区域内にある農地、甲種農地、<u>第１種農地及び第３種農地</u>以外の農地で、次の要件に該当するもの。<u>ただし、第２種農地の</u>要件に該当する場合には、同時に第１種農地の要件に該当する場合であっても、第２種農地として区分される。 ア <u>農用地区域内にある農地以外の農地のうち、</u>市街地の区域又は市街地化の著しい区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるもの（法第４条第６項第１号ロ（２）） （ア） 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況からみて（４）の第３種農地の要件アに掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として次に掲げるもの（令第８条第１号、則第４５条） a 相当数の街区を形成している区域 b 次に掲げる施設の周囲おおむね５００メートル（当該施設を中心とする半径５００メートル

改 正 案	改 正 前
の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40パーセントを超える場合にあっては、その割合が40パーセントとなるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は1キロメートルのいずれか短い距離) 以内の区域 (a) 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場 (b) 都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場(これらの支所を含む。) (c) その他(a)及び(b)に掲げる施設に類する施設 <u>具体的には、バスターミナル(バス停留所は含まない。)等が想定される。</u> (注) 「おおむね」の範囲は、1割とする。 (イ) 宅地化の状況からみて(4)の第3種農地の要件イに該当するものとなることが見込まれる区域として、宅地化の状況が同要件イの(ア)に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの(令第8条第2号、則第46条) 「近接する区域」とは、おおむね500メートル以内の区域をいう。 (注) 「おおむね」の範囲は、1割とする。	の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40パーセントを超える場合にあっては、その割合が40パーセントとなるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は1キロメートルのいずれか短い距離) 以内の区域 (a) 鉄道の駅、軌道の停車場、<u>バスターミナル(バス停留所は含まない。)</u>又は船舶の発着場 (b) 都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場(これらの支所を含む。) (c) その他(a)及び(b)に掲げる施設に類する施設 <u>(新設)</u> (注) 「おおむね」の範囲は、1割とする。 (イ) 宅地化の状況からみて(4)の第3種農地の要件イに該当するものとなることが見込まれる区域として、宅地化の状況が同要件イの(ア)に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの(令第8条第2号、則第46条) 「近接する区域」とは、おおむね500メートル以内の区域をいう。 (注) 「おおむね」の範囲は、1割とする。

改 正 案	改 正 前
イ <u>第1種農地及び第3種農地並びにアに掲げる要件のいずれの要件にも該当しない農地</u> <u>(注) 具体的には、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等が該当する。</u> ② 許可の基準 申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可しない。(法第4条第6項第2号) ただし、この場合であっても、次に掲げる場合には、例外的に許可をすることができる。 ア 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものである場合(法第4条第6項ただし書) イ (2)の第1種農地の<u>②の</u>許可の基準ウ、エ、オ、ク、ケ又はコのいずれかに該当する場合(令第4条第2項) (注1) 「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土	イ <u>(新設)</u> 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等 ② 許可の基準 申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可しない。(法第4条第6項第2号) ただし、この場合であっても、次に掲げる場合には、例外的に許可をすることができる。 ア 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものである場合(法第4条第6項ただし書) イ (2)の第1種農地の許可の基準ウ、エ、オ、ク、ケ又はコのいずれかに該当する場合(令第4条第2項) (注1) 「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土

改 正 案	改 正 前
地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。 (注2) イ以外の第1種農地の許可相当事由に該当する場合は、土地の代替性がないものとして当然に許可することができる。 3 一般基準（法第4条第6項第3号から第6号まで） 立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当するときには許可しない。 (1) 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合（法第4条第6項第3号） ① 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと。（法第4条第6項第3号） ア 転用目的を実現するための資金調達計画がない場合 (注) 預金残高証明書や金融機関からの融資証明書等により判断する。 イ 申請者が適格性を欠いている場合 (注) 申請者が自然人である場合は法律上行為能力を有する者であること、また、申請者が法人である場合は、申請に係る内容が定款又は<u>寄附行為</u>等において定められた目的又は業務に適合することにより、申請適格があると判断する。 ウ 申請者が違反転用を行っており、農業委員会又は福	地や第3種農地があるか否か、②その土地を申請者が転用許可申請に係る事業目的に使用することが可能か否か等により行う。 (注2) イ以外の第1種農地の許可相当事由に該当する場合は、土地の代替性がないものとして当然に許可することができる。 3 一般基準（法第4条第6項第3号から第6号まで） 立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当するときには許可しない。 (1) 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合（法第4条第6項第3号） ① 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと。（法第4条第6項第3号） ア 転用目的を実現するための資金調達計画がない場合 (注) 預金残高証明書や金融機関からの融資証明書等により判断する。 イ 申請者が適格性を欠いている場合 (注) 申請者が自然人である場合は法律上行為能力を有する者であること、また、申請者が法人である場合は、申請に係る内容が定款又は<u>寄付行為</u>等において定められた目的又は業務に適合することにより、申請適格があると判断する。 ウ 申請者が違反転用を行っており、農業委員会又は福

改 正 案	改 正 前
岡山から文書によって是正の指導若しくは勧告を受けているにもかかわらず是正の目途がたっていないと判断される場合又は法第51条の規定による処分を受けている場合 エ 申請者の過去の実績が適正でない場合 (ア) 過去に受けた転用許可について、<u>事業計画</u>どおりに完了していないこと (イ) 過去に受けた転用許可について、次に掲げる場合に、福岡県から文書による事業促進の指導又は当該指導に従わない場合の許可処分取消勧告を受けているにもかかわらず、事業計画の過半を完了していないこと（転用目的が建売住宅の場合を除く。） a 事業計画に定められた転用事業の着手時期（期別の事業計画によるものにあつては、期別の転用事業の着手時期）から3か月以上経過してもなお転用事業に着手していない場合 b 事業計画に定められた事業期間の中間時点（期別の事業計画によるものにあつては、期別の事業期間の中間時点）において、転用事業に着手されているものの、その進捗度合が事業計画に定める中間時点における達成度合に比べておおむね3割以上遅れていると認められる場合 c 事業計画に定められた完了時期（期別の事業計画によるものにあつては、期別の転用事業の	岡山から文書によって是正の指導若しくは勧告を受けているにもかかわらず是正の目途がたっていないと判断される場合又は法第51条の規定による処分を受けている場合 エ 申請者の過去の実績が適正でない場合 (ア) 過去に受けた転用許可について、<u>転用目的</u>どおりに完了していないこと (イ) 過去に受けた転用許可について、次に掲げる場合に、福岡県から文書による事業促進の指導又は当該指導に従わない場合の許可処分取消勧告を受けているにもかかわらず、事業計画の過半を完了していないこと（転用目的が建売住宅の場合を除く。） a 事業計画に定められた転用事業の着手時期（期別の事業計画によるものにあつては、期別の転用事業の着手時期）から3か月以上経過してもなお転用事業に着手していない場合 b 事業計画に定められた事業期間の中間時点（期別の事業計画によるものにあつては、期別の事業期間の中間時点）において、転用事業に着手されているものの、その進捗度合が事業計画に定める中間時点における達成度合に比べておおむね3割以上遅れていると認められる場合 c 事業計画に定められた完了時期（期別の事業計画によるものにあつては、期別の転用事業の

改 正 案	改 正 前
完了時期) から3か月以上経過してもなお転用事業が完了していない場合 (ウ) 過去に受けた転用許可の目的が建売住宅の場合、次のいずれかに該当すること a 事業計画に定められた工事着工時期から3か月以上経過してもなお工事に着手していない場合 b 転用期間中のものにあつては、建物建設工事期間に対する経過期間の比率を、事業計画に定められた建築戸数に乗じた戸数の過半を完了していない場合 c 事業計画に定められた完了時期を経過しても建築戸数の過半を完了していない場合 (注) 非常災害による場合や埋蔵文化財が発見された場合など、完了又は遅延した理由がやむを得ない事情によるものは除く。 (エ) 転用許可の目的が「特定建築条件付売買予定地」である場合、当該転用事業者が過去に受けた転用許可について、以下のいずれかに該当すること a 許可に付した条件を履行しなかった場合 b 住宅等の建設を目的として転用許可を受けたにもかかわらず、住宅等の建設を行わず造成した土地を放置し、又は必要な許可を得ずに転売	完了時期) から3か月以上経過してもなお転用事業が完了していない場合 (ウ) 過去に受けた転用許可の目的が建売住宅の場合、次のいずれかに該当すること a 事業計画に定められた工事着工時期から3か月以上経過してもなお工事に着手していない場合 b 転用期間中のものにあつては、建物建設工事期間に対する経過期間の比率を、事業計画に定められた建築戸数に乗じた戸数の過半を完了していない場合 c 事業計画に定められた完了時期を経過しても建築戸数の過半を完了していない場合 (注) 非常災害による場合や埋蔵文化財が発見された場合など、完了又は遅延した理由がやむを得ない事情によるものは除く。 (エ) 転用許可の目的が「特定建築条件付売買予定地」である場合、当該転用事業者が過去に受けた転用許可について、以下のいずれかに該当すること a 許可に付した条件を履行しなかった場合 b 住宅等の建設を目的として転用許可を受けたにもかかわらず、住宅等の建設を行わず造成した土地を放置し、又は必要な許可を得ずに転売

改 正 案	改 正 前
したことに對して必要な措置を取らなかった場合 (注) 事業者が自ら販売できなかった残余の土地について住宅を建設する場合、その時点から転用許可の目的が「建売住宅」に移行したものとみなし、転用事業者自らが建設する住宅については、3 - (1) - ① - エ - (ウ) の基準を適用する。 ② 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないこと。(法第4条第6項第3号) 「転用行為の妨げとなる権利」とは、法第3条第1項本文に掲げる権利である。 (注) 賃借権等の利用権が設定されている場合は、耕作者自らによる転用には所有者の同意が、耕作者以外の者による転用には当該耕作者の同意が必要となる。 ③ 許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがないこと。(則第47条第1号) 申請に係る事業の施行に関して法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議を行っていない場合については、上記事由に該当し、申請に係る農地を申請に係る用途に供することが確実と認められないと判断する。	したことに對して必要な措置を取らなかった場合 (注) 事業者が自ら販売できなかった残余の土地について住宅を建設する場合、その時点から転用許可の目的が「建売住宅」に移行したものとみなし、転用事業者自らが建設する住宅については、3 - (1) - ① - エ - (ウ) の基準を適用する。 ② 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていないこと。(法第4条第6項第3号) 「転用行為の妨げとなる権利」とは、法第3条第1項本文に掲げる権利である。 (注) 賃借権等の利用権が設定されている場合は、耕作者自らによる転用には所有者の同意が、耕作者以外の者による転用には当該耕作者の同意が必要となる。 ③ 許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがないこと。(則第47条第1号) 申請に係る事業の施行に関して法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議を行っていない場合については、上記事由に該当し、申請に係る農地を申請に係る用途に供することが確実と認められないと判断する。

改 正 案	改 正 前
(注) 「遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する」とは、速やかに工事に着手し必要最小限の期間で申請に係る用途に供することをいい、原則として、許可の日からおおむね1年以内とする。 ④ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと。(則第47条第2号) ⑤ 申請に係る事業の施行に関して法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること。(則第47条第2号の2) ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがないこと。(則第47条第3号) ⑦ 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと。(則第47条第4号) ⑧ 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。<u>申請者が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成を行い、自ら当該施設を建設せずに当該土地を処分し、申請者以外の者が当該施設を建設する場合、当該申請に係る事業は、「土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするもの」に該当する。</u>ただし、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要	(注) 「遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する」とは、速やかに工事に着手し必要最小限の期間で申請に係る用途に供することをいい、原則として、許可の日からおおむね1年以内とする。 ④ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと又はこれらの処分がされる見込みがないこと。(則第47条第2号) ⑤ 申請に係る事業の施行に関して法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること。(則第47条第2号の2) ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがないこと。(則第47条第3号) ⑦ 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められないこと。(則第47条第4号) ⑧ 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。ただし、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領(平成31年3月29日付け30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知)の規定により建築条件付売買予定地とする場合のほか、則第47条第5号ただし書きに該当する場合は、この限りでない。(則第47条第5号)

改 正 案	改 正 前
領」(平成31年3月29日付け30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知「<u>建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて</u>」別紙)の規定により建築条件付売買予定地とする場合のほか、則第47条第5号ただし書きに該当する場合は、この限りでない。(則第47条第5号) (2) 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合(法第4条第6項第4号) ① 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合 (注) 「災害を発生させるおそれがあると認められる場合」とは、土砂の流出又は崩壊のおそれがあると認められる場合のほか、ガス、粉じん又は鉍煙の発生、湧水、捨石等により周辺の農地の営農条件への支障がある場合をいう。 ② 農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合 ③ その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合 ア 申請に係る農地の位置等からみて、集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがあると認められる場合 イ 周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすお	(2) 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合(法第4条第6項第4号) ① 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合 (注) 「災害を発生させるおそれがあると認められる場合」とは、土砂の流出又は崩壊のおそれがあると認められる場合のほか、ガス、粉じん又は鉍煙の発生、湧水、捨石等により周辺の農地の営農条件への支障がある場合をいう。 ② 農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合 ③ その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合 ア 申請に係る農地の位置等からみて、集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがあると認められる場合 イ 周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすお

改 正 案	改 正 前
それがあると認められる場合 ウ 農道、ため地その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合 (3) 地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第4条第6項第5号） ① 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。<u>以下「基盤法」という。</u>）<u>第19条第7項の規定による地域計画の案の公告があつてから同条第8項の規定による地域計画の公告があるまでの間において、当該地域計画の案に係る農地を転用することにより、当該地域計画に基づく農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合（則第47条の3第1号）</u> <u>（削除）</u> <u>② 地域計画に係る農地を農地以外のものにするにより、当該地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合（則第47条の3第2号）</u> <u>基盤法第19条第8項の規定による地域計画の公告が</u>	それがあると認められる場合 ウ 農道、ため地その他の農地の保全又は利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合 (3) 地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合（法第4条第6項第5号） ① 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）<u>第18条第5項の規定による申出があつてから同法第19条の規定による公告があるまでの間において、当該申出に係る農地を転用することにより、当該申出に係る農用地利用集積計画に基づく農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合（則第47条の3第1号）</u> <u>なお、申請に係る農地が用途地域が定められている土地の区域（農業上の土地利用の調整が調ったものに限る。）内にある場合には、「農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」には該当しないものと解される。</u> <u>（新設）</u>

改 正 案	改 正 前
<u>あった後も、</u> <u>ア 当該公告に係る地域計画の区域内の農地が農地以外</u> <u>の用途に供されることにより、当該地域計画に定めら</u> <u>れた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じる場合</u> <u>イ 当該公告に係る地域計画の区域内の農地において農</u> <u>業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の</u> <u>確保が見込まれている場合において、その者に係る当</u> <u>該地域計画の区域内の農地を農地以外の用途に供する</u> <u>場合</u> <u>ウ 当該公告に係る地域計画の区域内の農地が農地以外</u> <u>の用途に供されることにより、当該地域計画に定めら</u> <u>れた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農</u> <u>用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の</u> <u>達成に支障が生じる場合</u> <u>等の場合については、「地域計画の達成に支障を及ぼすお</u> <u>それがあると認められる場合」に該当するものとする。</u> <u>(注) なお、上記アからウまでに掲げる場合のいずれか</u> <u>に該当する場合であっても</u> <u> a 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供</u> <u>するため農地を農地以外のものにするときにおい</u> <u>て、その利用に供された後にその土地が地域計画</u> <u>に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的</u> <u>に供されることが確実に認められるとき</u> <u> b 地域計画の達成のために必要な農業用施設（基</u>	

改 正 案	改 正 前
<u>盤法第4条第1項第3号に規定する農業用施設をいう。)</u>として当該地域計画に位置づけられたものの用に供するため農地を農地以外の用に供するとき <u>c 則第30条第2項本文に定める営農型太陽光発電について、「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」(令和6年3月25日付け5農振第2825号農林水産省農村振興局長通知)別添の2の(2)のクの定めに基づき、協議の場で合意を得た土地の区域内において行うとき</u> <u>等については、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」には該当しないものとする。</u> ③ 農用地区域を定めるための農振法第11条第1項の規定による公告があつてから同法第12条第1項(同法第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公告があるまでの間において、同法第11条第1項の規定による公告に係る同法第8条第1項に規定する市町村農業振興地域整備計画の案に係る農地(農用地区域として定める区域内にあるものに限る。)を転用することにより、当該計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を<u>生ずる</u>おそれがあると認められ	② 農用地区域を定めるための農振法第11条第1項の規定による公告があつてから同法第12条第1項(同法第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公告があるまでの間において、同法第11条第1項の規定による公告に係る同法第8条第1項に規定する市町村農業振興地域整備計画の案に係る農地(農用地区域として定める区域内にあるものに限る。)を転用することにより、当該計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を<u>及ぼす</u>おそれがあると認められ

改 正 案	改 正 前
る場合（則第47条の3第<u>3</u>号） （4） 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を転用しようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき（法第4条第6項第6号）。 （注1） 「その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されること」とは、一時的な利用に供された後、速やかに農地として利用することができる状態に回復されることをいう。 （注2） 一時的な利用の期間は、原則として、農用地区域内農地は3年以内、農用地区域内農地以外は5年を限度とする。 <u>4 個別の転用の目的に関する基準</u> <u>1 から3までの定めのほか、次の基準によるものとする。</u> <u>（1） 「太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて」（平成28年3月31日付け27農振第2442号農林水産省農村振興局長通知）のうち「記 1 太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて（2）」（別紙1）</u> <u>（2） 「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて」の別紙「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」のうち「3 建築条件付売買予定地に</u>	る場合（則第47条の3第<u>2</u>号） （4） 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を転用しようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき（法第4条第6項第6号）。 （注1） 「その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されること」とは、一時的な利用に供された後、速やかに農地として利用することができる状態に回復されることをいう。 （注2） 一時的な利用の期間は、原則として、農用地区域内農地は3年以内、農用地区域内農地以外は5年を限度とする。 <u>（新設）</u>

改 正 案	改 正 前
<u>係る農地転用許可の取扱い」及び「4 農地転用許可申請（3）」（別紙2）</u> <u>（3）「農地を養殖池に一時転用する場合における農地転用許可の取扱いについて」（令和3年3月4日付け2農振第2935号農林水産省農村振興局長通知）のうち「記 1 養殖池に一時転用する場合における許可申請の取扱い」（別紙3）</u> <u>（4）「「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」の別添「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」のうち「2 一時転用許可の手続（2）一時転用許可基準」（別紙4）</u> <u>5 その他</u> 法第4条第1項の許可に係る土地について、当該許可に係る工事が完了するまでは、当該土地が農地以外の土地であると判断しない。 また、法第4条第1項ただし書の規定の適用を受ける土地についても同様である。なお、当該土地について、工事が完了する前に同項各号のいずれにも該当しなくなった場合には、改めて許可を受ける必要がある。 ※ 標準処理期間 2週間	<u>4 その他</u> 法第4条第1項の許可に係る土地について、当該許可に係る工事が完了するまでは、当該土地が農地以外の土地であると判断しない。 また、法第4条第1項ただし書の規定の適用を受ける土地についても同様である。なお、当該土地について、工事が完了する前に同項各号のいずれにも該当しなくなった場合には、改めて許可を受ける必要がある。 ※ 標準処理期間 2週間

改 正 案	改 正 前
第2 農地の転用のための権利移動の許可（法第5条第1項） 法第5条第1項の許可については、法令に定めるほか、第1の許可の基準の内容と同様となる。ただし、次に掲げるものを除く。 1 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合には、許可をすることができないこと（法第5条第2項第6号）。 2 農地を採草放牧地にするため法第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当すると認められるときは、許可をすることができないこと（法第5条第2項第8号）。 ※ 標準処理期間 2週間	第2 農地の転用のための権利移動の許可（法第5条第1項） 法第5条第1項の許可については、法令に定めるほか、第1の許可の基準の内容と同様となる。ただし、次に掲げるものを除く。 1 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権を取得しようとする場合には、許可をすることができないこと（法第5条第2項第6号）。 2 農地を採草放牧地にするため法第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当すると認められるときは、許可をすることができないこと（法第5条第2項第8号）。 ※ 標準処理期間 2週間

改 正 案	改 正 前
(別紙1) 27 農振第 2442 号 平成 28 年 3 月 31 日 福岡県知事 殿 農林水産省農村振興局長 太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて 「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 27 年 1 月 30 日閣議決定)において、太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の農地転用許可制度の取扱いについては、先行的な事例における営農への影響等を検証しつつ、一時転用の転用期間が満了する場合に、再度一時転用許可を行うことができるよう見直しを行うこととされたことを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととし、平成 28 年 4 月 1 日に施行することとしましたので、御了知いただきますようお願いします。 また、再生可能エネルギー発電設備の設置については、①第 2 種農地(周辺の他の土地を供することにより申請に係る事業の目的を達成することができない場合に限る。)又は第 3 種農地(「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。)第 2 の 1 の(1)のオ及びカの第 2 種農地又は第 2 の 1 の(1)のエの第 3 種農地をいう。以下同じ。)において設置する場合には、当該設備の設置主体によらず、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)の規定による農地転用許可を受けて設置が可能であること、②荒廃農地のうち、運用通知第 4 の(1)及び(2)のアの規定に基づき農業委員会が農地に該当しないと判断した土地は、農地法の規制の対象外となるため、当該土地に設置する場合には、農地法の規定による農地転用許可は要しないこととなることから、これらの取扱いについても留意しつつ、制度のより一層の適切な運用をお願いします。 併せて、「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて」(平成 24 年 3 月 28 日付け 23 農振第 2508 号農林水産省農村振興局長通知)は、廃止します。 なお、貴管内の市町村に対しては、貴職から通知をお願いします。	<u>(新設)</u>

改 正 案	改 正 前
記 1 太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて (1) 農地の法面又は畦畔（以下「法面等」という。）は、作付けを行う田面又は畑面（以下「本地」という。）の機能の維持及び管理にとって必要なものであるため、本地と一体的に農地として取り扱っているところである。 したがって、法面等に太陽光発電設備（太陽光を電気に変換する設備等をいう。以下同じ。）を設置する場合には、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可が必要となる。 この場合の太陽光発電設備の設置については、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないようにする必要があること等から、一時転用許可の対象として可否を判断するものとする。 (2) 許可権者（転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村（農地法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）は、一時転用許可を行う場合には、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知。以下「処理基準」という。）及び運用通知の定めによるもののほか、次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。 ア 申請に係る転用期間が3年以内の期間であること。 イ 簡易な構造で容易に撤去できる太陽光発電設備として、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。 ウ 太陽光発電設備が、本地を維持及び管理するために必要な法面等の機能に支障を及ぼさない設計となっていること。 エ 太陽光発電設備の設置による農業用機械の農地への出入りの支障、日照や通風の制限又は土砂の流失、設置後の太陽光発電設備のメンテナンスによる営農への支障等周辺の農地（当該農地の本地及び隣接する農地をいう。以下同じ。）に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められること。 オ 位置等からみて、申請に係る法面等の周辺の農地以外の土地に太陽光発電設備を設置することができないと認められ、また、周辺の農地の効率的な利用等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。 ア 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと イ 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の旅行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと カ 太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。 キ 事業計画において、太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みが	

改 正 案	改 正 前
あること。 2 転用期間が満了する場合に、あらためて1の(2)の確認を行い、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における法面等及び周辺の農地の状況を十分勘察し、総合的に判断するものとする。 3 一時転用許可の条件等 (1) 法面等への太陽光発電設備の設置に係る一時転用許可は、農地法第4条第7項又は第5条第3項において準用する農地法第3条第5項の規定に基づき、処理基準及び「農地法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「処理要領」という。)の定めによるもののほか、次に掲げる条件を付けてするものとする。 ア 本地を維持及び管理するために必要な法面等の機能が確保され、太陽光発電設備がこれを前提として設置及び利用されること。 イ 法面等の状況を、毎年報告すること。 ウ 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合又は生ずるおそれがあると見込まれる場合には、必要な改善措置を迅速に講ずること。 エ 周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合若しくは生ずるおそれがあると見込まれる場合、太陽光発電設備を改築する場合又は太陽光発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。 オ 太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合には、当該太陽光発電設備を速やかに撤去すること。 (2) 太陽光発電設備について、農地法第4条第1項又は第5条第1項に基づき許可書を申請者に交付するときは、その許可書に下記の注意事項を記載するものとする。 [注意事項] 許可に係る土地を申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しないとき又は許可条件に違反したときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命じることがあります。 4 許可申請 太陽光発電設備について、転用許可を申請する場合には、処理要領の定めによるほか、次に掲げる書類を申請書に添付するものとする。 (1) 太陽光発電設備の設計図 (2) 本地における営農計画書及び法面等の維持管理に関する計画書 (3) 太陽光発電設備を設置する者と法面等の所有者等が異なる場合には、太陽光発電設備の撤去について、設置者が費用を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを証する書面	

改 正 案	改 正 前
5 報告 (1) 太陽光発電設備の法面等への設置について、転用許可を受けた者は、法面等の状況を許可を受けた日が属する年の翌年以降、毎年2月末日までに許可権者に報告するものとする。 (2) 許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に報告する。この際、指定市町村の長は、情報共有を図るため都道府県知事にその写しを送付する。地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、報告された内容を取りまとめた上で、農村振興局長に報告する。農村振興局長は、報告があった事項を取りまとめた上で、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長、都道府県知事及び指定市町村の長と情報共有が必要な事項について、これら関係機関に対して情報提供を行う。 6 許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び許可権者による指導 (1) 許可権者は、処理要領4の6の(3)により、農地転用許可後の転用事業の進捗状況を把握するものとする。 (2) 許可権者は、周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合又は生ずるおそれがあると見込まれる場合には、転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。 (3) 許可権者は、太陽光発電設備による発電事業が廃止される場合及び(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、転用許可を受けた者に対して、太陽光発電設備を撤去するよう指導するものとする。 7 その他 (1) 農業委員会は、農地パトロール等の際に太陽光発電設備の設置に係る法面等及び周辺の農地の状況について定期的に確認し、周辺の農地の営農の適切な確保を図るために必要な指導を行うとともに、周辺の農地に係る営農条件に支障が生じている場合又は生ずるおそれがあると見込まれる場合には、許可権者に報告する。 (2) 太陽光発電設備の設置については、農閑期に行うことが望ましい。 (3) 法面等に支柱（簡易な構造で容易に撤去できるものに限る。）を立てて太陽光発電設備を設置する場合であって、当該太陽光発電設備の一部が本地の上部空間に及ぶ場合又は当該太陽光発電設備の日影が本地に及ぶ場合には、下部の農地における営農の適切な継続の確保について、「「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」（令和6年3月25日付け5農振第2825号農林水産省農村振興局長通知）に基づき判断するものとする。	

改 正 案	改 正 前
(別紙2) 制 定 平成31年3月29日30農振第4002号 最終改正 令和5年3月31日4農振第3639号 各地方農政局長 各都道府県知事 内閣府沖縄総合事務局長 一般社団法人全国農業会議所会長 } 殿 農林水産省農村振興局長 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて 農地転用許可制度においては、住宅の用に供される土地の造成（その処分を含む。）のみを目的とする農地転用については、当該土地を最終的に住宅の用に供することが確実と認められないことから、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第47条第5号及び第57条第5号において、原則として、これを認めないこととされているところである。 しかしながら、近年、住宅について、そのデザイン、家族構成を踏まえた間取り等のニーズが多様化し、建築条件付売買（自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいう。）との間に当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件に当該土地を売買することをいう。）が増加しているところである。 このような状況を踏まえ、今般、別紙のとおり建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領を定めたので、今後は、次の各通知によるほか、同要領に御留意の上、農地転用許可制度の適正な運用をお願いする。 なお、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知いただくようお願いする。 また、本取扱いについては、国土交通省及び法務省と協議済みであるとともに、関係団体に周知することを申し添える。 おって、別途、農地転用許可を伴う建築条件付売買予定地等に係る転用事実の証明の取扱いについては、担当課長から周知する。 ○ 農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知） ○ 「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知） ○ 農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）	<u>(新設)</u>

改正案

改正前

別紙

建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務に関し、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）第2の1の（2）のアの（ク）の特例を定めるものとする。

2 定義

この要領において使用する用語は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

建築条件付売買予定地	自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間において自己又は自己の指定する建設業者との間に当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件として売買が予定される土地
特定建築条件付売買予定地	建築条件付売買予定地であって、3の（1）から（3）までの要件を全て満たすことが確実と認めて許可されたもの
建設業者	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者
土地購入者	農地転用事業者から建築条件付売買により土地を購入し、住宅を建設する者
農地転用許可権者	都道府県知事又は指定市町村の長
建築確認	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認

3 建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱い

建築条件付売買予定地とするため農地転用許可を受けようとする場合であって、次の要件を全て満たすことが確実と認められるときには、当該土地は、宅地造成のみを目的とするものに該当しないものとして取り扱うものとする。

- （1）当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とは売買契約を締結し、当該農地転用事業者又は当該農地転用事業者が指定する建設業者（建設業者が複数の場合を含む。（2）において同じ。）と土地購入者とは当該土地に建設する住宅について一定期間内（おおむね3月以内）に建築請負契約を締結することを約すること。
- （2）（1）の農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とは、（1）の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定されていること。
- （3）農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設すること。

改 正 案	改 正 前
4 農地転用許可申請 特定建築条件付売買予定地とするための農地転用許可申請に当たっては、次に留意するものとする。 (1) 当該許可申請書中の「その他参考となるべき事項」欄等に、3の(1)から(3)までの事項を記載するものとする。 (2) 当該許可申請書には、次の書類を添付するものとする。 ア 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。)第30条第3号又は第4号の書類として、当該許可申請に係る土地の全てに関する標準的な建物の面積、位置等を表す図面、当該事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面等(3の(3)の状況となった場合において必要となるものを含む。) イ 則第30条第7号又は第57条の4第2項第5号に規定する「その他参考となるべき書類」として、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的契約書案 (3)(2)のアの「必要な資力及び信用があることを証する書面」については、当該事業を実施する地域及びその近傍の条件が類似する地域における住宅及び宅地の販売状況やニーズ、当該農地転用事業者のこれらの販売の実績及び計画等からみて、販売することが確実と認められる土地の区画については、住宅建設に必要な資力及び信用を求めないこととして差し支えない。 また、販売することが確実な土地の区画か否かを個々に判断する方法に代えて、農地転用許可権者が過去の販売実績等から一定の割合をあらかじめ定めておき、土地の区画のうち当該割合に相当する部分については、住宅建設に必要な資力及び信用を求めないこととして差し支えない。この場合の「過去の販売実績」とは、例えば、申請に係る土地の近傍の条件が類似する土地の過去5か年における販売実績のうち、最も低い年のものとするなどが考えられる。 5 農地転用許可の判断等 (1) 農地転用許可権者は、特定建築条件付売買予定地に供するための農地転用許可申請があった場合には、農地転用許可をし得るものとする。ただし、農地転用事業者について、これまでに、次に掲げる事実があることその他の事情がある場合であって、これらを総合的に勘案した上で、当該土地を申請に係る用途に供することが確実と認められないと判断されるときは、3を適用しないこととすることができるものとする。 ア 農地転用許可に付した条件を履行しなかったこと。 イ 住宅等の建設を行うために農地転用許可を受けたにもかかわらず、住宅等の建設を行わず造成した土地を放置し、又は必要な許可を得ずに転売したこと。 ウ 関係法令を遵守しなかったこと。 (2) 農地転用許可権者が発行する許可指令書については、転用事由が特定建築条件付土地とするための農地転用であることを明記すること。 6 農地転用許可に付ける条件 特定建築条件付土地に係る農地転用許可について、法第4条第7項又は法第5条第3項において準用する法第3条第5項の規定に基づき付ける条件は、農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知。)	

改 正 案	改 正 前
及び農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）の定めによるほか、次のとおりとする。 （１）許可に係る工事（住宅の建設工事を含む。）が完了するまでの間、当該許可の日から３月後及びその後１年ごとに当該工事の進捗状況を報告するとともに、当該工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。 （２）農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行うこと。 ７ 農地転用許可後の措置 特定建築条件付土地に係る転用事業について、農地転用許可権者は、住宅が建設されるまでの間、農地転用許可に付けた条件の履行状況を確認する必要がある。 このため、６の（１）の報告の際に、①売買契約締結の状況、②建築請負契約締結の状況、③建築確認の状況、④土地の引渡しの状況、⑤農地転用事業者自らが住宅を建設することとなった状況等についても併せて確認すること。	

改 正 案	改 正 前
(別紙3) 制 定 令和3年3月4日 農振第2935号 最終改正 令和5年3月31日 農振第3639号 各地方農政局長 各都道府県知事 内閣府沖縄総合事務局長 一般社団法人全国農業会議所会長 } 殿 (農林水産省) 農村振興局長 農地を養殖池に一時転用する場合における農地転用許可の取扱いについて 養殖を目的として水田を養殖池に転用する際、その対象となる水田が、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する場合など通常の農地転用が認められない場合には、一時転用について許可を受けることにより養殖池に転用することが可能であるが、一時転用が認められる期間は、3年以内に限定しているところである。 他方、水田の養殖池への転用は、その区画形質の変更が軽微であれば、比較的容易に復旧することも可能であると考えられ、また、水田を利用した養殖については、農業と一体的に取り組まれ、地域の主要な産業として確立されている場合があり、水田の機能の保全、渇水時における農業用水の供給機能の発現、地域産業の発展に伴う農業者の所得増大といった地域の農業振興に資する効果が期待できると考えられる。 このため、優良農地を確保しつつ、地域の農業振興と調和のとれた養殖の事業を円滑に促進する観点から、農地を養殖池とする場合における一時転用について、下記のとおり取り扱うこととしたので、次の通知によるほか、下記事項に御留意の上、農地転用許可制度の適切かつ円滑な運用について特段の御配慮をお願いする。 (なお、このことについて、貴管内の農業委員会及び農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項に規定する指定市町村の長に対しては、貴職から通知願いたい。) ○ 農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知） ○ 「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知） ○ 農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）	(新設)

改 正 案	改 正 前
記 1 養殖池に一時転用する場合における許可申請の取扱い 農地を養殖池（これに附帯して設置される給排水施設その他の養殖施設であって、当該養殖池の利用及び保全に必要な不可欠なものを含む。以下同じ。）に一時転用するため、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可（以下「転用許可」という。）に係る申請があった場合において、当該申請の内容が同法第4条第6項第3号から第6号まで、第5条第2項第3号から第8号まで等に該当しないときであって、かつ、次の全てに該当するときは、当該申請に係る転用の期間（以下「一時転用期間」という。）が3年を超える場合であっても、転用許可の対象とすることができるものとする。 (1) 当該転用の目的が、農地を養殖池に一時転用して、内水面における水産動植物の養殖の事業を行うものであること。 (2) 一時転用期間が10年以内であること。 (3) 養殖池とするために施工する工事が、必要最小限のものであり、かつ、簡易な土地の掘削又は盛土等容易に農地に復元し得る程度のものであること。 なお、この場合、コンクリートの打設等を行うことは、容易に農地に復元し得る程度の工事であるとは認められない。 (4) 当該申請に係る事業者が、次に掲げる事項を内容とする協定（以下「協定」という。）を市町村と締結し、又は締結することが確実と認められること。 なお、具体的な協定事項については、別添協定例を参照されたい。 ア 養殖池の利用及び管理に関する事項 イ 周辺農地等の農業上の利用の確保に関する事項 ウ 地域の農業との関わりに関する事項 エ 養殖池の利用の廃止及び原状回復に関する事項 オ その他必要な事項 (5) 当該申請に係る事業者が農地法第51条第1項各号のいずれにも該当していないこと。 2 転用許可に付ける条件 都道府県知事又は指定市町村の長は、1の申請に係る転用許可をするに当たっては、原則として、次の条件（以下「許可条件」という。）を付けるものとする。 (1) 申請書に記載された事業計画に従って養殖の事業の用に供すること。 (2) 養殖池とするために施工する工事について、次に該当するときは、遅滞なく、その旨を報告すること。 ア 当該工事に着工したとき、及び当該工事が完了したとき。 イ 当該工事の施工内容を変更しようとするとき。 ウ 当該工事の施工を停止し、又は中止しようとするとき。 (3) 毎年度、当該転用許可に係る土地の利用状況（当該土地の周辺の農地に係る営農条件に支障が生じた場合における当該支障の内容を含む。）を、定期的に報告すること。 (4) 申請書に記載された事業計画を変更し、又は当該土地における養殖の事業を廃止しようとするときは、遅滞なく、その旨を報告すること。 (5) 当該転用許可に係る一時転用期間が満了した場合（当該土地について再度3による転用許可を受けた場合を除く。）又は当該土地における養殖の事業を廃止する場合には、速やかに農地として利用できる状態に復元すること。	

改 正 案	改 正 前
3 一時転用期間の満了後における再許可 都道府県知事又は指定市町村の長は、2の転用許可に係る土地について、当該転用許可に係る一時転用期間の満了に伴い、その満了後に引き続き養殖池として利用することにつき改めて転用許可に係る申請があった場合は、再度転用許可を行うことができるものとする。 4 その他 (1) 都道府県知事又は指定市町村の長は、許可条件に基づく報告に疑義がある場合その他必要な場合には、養殖池への一時転用に係る土地及びその周辺農地の利用状況等について、事業者に報告を求め、又は自ら現地調査を行うものとする。 (2) 都道府県知事又は指定市町村の長は、(1)の報告又は調査により、許可条件に違反する等改善が必要な状況が認められた場合は、事業者と協定を締結している市町村と連携し、当該事業者に対し、速やかに必要な措置を講ずるよう指導するものとする。 (3) 農業委員会は、農地パトロール等の際に、養殖池への一時転用に係る土地及びその周辺の農地の利用状況等について確認し、許可条件に違反する等改善が必要な状況が認められた場合は、事業者と協定を締結している市町村と連携し、当該事業者に対し、必要な指導を行うとともに、当該土地について転用許可に係る権限を有する都道府県知事又は指定市町村の長に、速やかに報告するものとする。 附 則 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。 2 令和7年3月31日（その日までに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定により地域計画（同条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日）までの間は、改正前の記の1の（5）の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。	

改 正 案	改 正 前
(別添) 協定例 〇〇〇市(以下「甲」という。)と△△△〔養殖業を営む者の氏名又は名称〕(以下「乙」という。)は、乙が、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可(以下「転用許可」という。)を受けて水田を一時的に転用し、□□□〔養殖水産動植物の名称〕を育成する養殖池として利用するに当たり、次のとおり協定を締結する。 (目的) 第1条 この協定は、〇〇〇市内において、水田を活用して□□□の養殖を行うことが盛んな農村地域が存在し、□□□の養殖を振興することが当該地域の活性化に有益であることに鑑み、乙が養殖池(これに附帯して設置される給排水施設その他の養殖施設であって、当該養殖池の利用及び保全に必要な不可欠なものを含む。以下同じ。)に転用した土地の適切な利用を確保するとともに、その養殖の事業が地域農業の振興に資するものとなるために必要な事項を定め、優良農地の確保を図りつつ、農業の健全な発展と調和のとれた養殖の促進を図ることを目的とする。 (協定の区域) 第2条 この協定は、〇〇〇市内の水田の区域であって、乙が、一時的に農地以外の土地とするために転用許可(以下「一時転用許可」という。)を受け、この協定を締結した日以後に養殖池に転用した土地の区域とする。 (養殖池の利用及び管理) 第3条 乙は、一時転用許可に係る事業計画に従い、当該養殖池を原状回復し、水田として利用することに重大な支障を生ずることがないよう、十分な注意を払って養殖池の利用及び管理を行うものとする。 2 乙が前項の注意を怠ったことその他の乙の過失により、当該養殖池について、水田として利用することに重大な支障を生ずることとなった場合には、乙は、改修その他の必要な措置を講ずるものとする。 3 甲は、乙が、前項の措置を講ずることが見込まれない場合は、必要な措置を講ずべき旨を勧告するものとする。 (周辺農地等の農業上の利用の確保) 第4条 乙は、養殖池の周辺の農地及び農業用施設(以下「周辺農地等」という。)の農業上の利用に支障を生ずることがないよう、次の措置を講ずるものとする。 (1) 農業用排水施設の管理者の承諾がある場合を除き、飼育用水を当該農業用排水施設に排出しないこと。 (2) 飼料又は餌料の使用に当たり、周辺農地等に汚染を引き起こさないよう、十分な注意を払うものとし、必要に応じ、適切な防除措置を講ずること。 (3) 養殖する水産動植物の病気の発生等に伴い水産用医薬品を使用する場合には、当該医薬品ごとに定められた用法及び用量並びに休薬期間を遵守するとともに、拡散防止に十	

改 正 案	改 正 前
分な注意を払い、必要に応じ、適切な防除措置を講ずること。 2 乙は、前項の措置にもかかわらず、万一、有害化学物質の混入事故や周辺農地等への汚染が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲に対し、その状況を報告するものとする。 3 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、現地調査を行い、適切に対応がなされていないと認めるときは、乙に対し、直ちに必要な措置を講ずべき旨を勧告するものとする。 第5条 甲は、第3条第1項及び第2項並びに前条第1項及び第2項に規定する事項を乙が遵守しないことその他乙の責に帰すべき事由により周辺農地等の農業上の利用に重大な支障を生じたものと認めた場合には、乙に対し、速やかに必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。 （地域の農業との関わりに関する事項） 第6条 乙は、養殖池が所在する集落（以下単に「集落」という。）において深刻な農業用水の不足が生じた場合には、甲又は集落の代表者の求めに応じ、乙の養殖の事業に支障のない範囲において、水の融通その他の集落における治水対策に協力するものとする。 2 乙は、甲又は集落の代表者から、集落における話し合いへの参加、集落の取決めに基づく活動への協力を求められた場合には、その求めに応じるよう、努めるものとする。 3 甲は、乙と集落の構成員との間に紛争その他の問題が生じた場合に、乙又は当該構成員の求めに応じ、その解決に向けた調整を行うよう、努めるものとする。 第7条 乙は、養殖業の振興を目的とする活動を行うに当たっては、地域の農産物の普及宣伝を行う場を設ける等対応し得る範囲において、地域農業の振興に資するよう、配慮するものとする。 2 甲は、乙に対し、前項の配慮に必要となる情報の提供、企画の提案、助言その他の援助を行うものとする。 （養殖池の利用の廃止及び原状回復に関する事項） 第8条 乙は、その一時転用許可に係る期間が満了する前に、廃止する養殖池がある場合には、速やかに甲及び〇〇市農業委員会にその旨を報告し、当該農業委員会の指示に従い、原状回復するものとする。 2 乙が、前項の規定による農業委員会の指示に従わず、当該指示に係る期限までに原状回復を行わなかった場合において、必要と認めるときは、甲が、乙に代わって原状回復その他当該土地の農業上の利用に必要な措置を講ずるものとし、その費用は、乙が負担するものとする。 第9条 甲は、第3条第3項、第4条第3項又は第5条の勧告に係る措置を講ずることが見込まれないと認めたときは、乙に対し、これらの勧告に係る養殖池の利用の廃止を勧告するものとする。 2 前項の規定により乙が当該養殖池の利用を廃止する場合については、前条の規定を準用	

改 正 案	改 正 前
する。 〔協議〕 第 10 条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。 〔有効期間〕 第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、乙が使用及び収益することを目的とする権利を有している養殖池について、その利用を全て廃止し、かつ、原状回復したことを甲が確認した日までとする。 この協定の証として、本書○通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。 ××年××月××日 甲 住所 ○○○市×××丁目×××番地 ○○○市長 ×× ×× 乙 住所 ○○○市×××丁目×××番地 △△△ 注：この協定例は、標準的な参考例であるので、実際の協定の締結に当たっては、立地条件、養殖水産動植物の種類等地域の実情に応じて、適宜修正を加えて差し支えない。	

改 正 案	改 正 前
(別紙 4) 5 農 振 第 2825 号 令和 6 年 3 月 25 日 各地方農政局長 内閣府沖縄総合事務局長 各都道府県知事 一般社団法人全国農業会議所会長 } 殿 農林水産省農村振興局長 「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について 営農型太陽光発電は、農業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入の促進を図る取組であり、農地転用許可制度上の具体的な取扱いについては、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成 30 年 5 月 15 日付け 30 農振第 78 号農林水産省農村振興局長通知。以下「取扱通知」という。)によりがしてきたところである。 営農型太陽光発電の取組は、荒廃農地の発生防止や解消、農業者の所得向上等に寄与するものである一方、近年においては、発電に重きを置き営農がおろそかにされ、営農型太陽光発電設備の下部の農地の利用に支障が生じている事例が散見されるところである。 このようなことから、営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電を両立するという営農型太陽光発電の本来的なあり姿とするため、農地法関係法令に定められた内容その他営農型太陽光発電の実施に係る具体的な考え方や取扱いについて「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」を定めたので、御了解の上、次の各通知にも留意しつつ、今後の営農型太陽光発電を円滑かつ適正に運用するに当たっての参考とされたい。 (また、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知いただくようお願いする。) なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。 ○ 農地法関係事務に係る処理基準について(平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官依命通知) ○ 「農地法の運用について」の制定について(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知) ○ 農地法関係事務処理要領の制定について(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)	<u>(新設)</u>

改 正 案	改 正 前
なお、農地法施行規則の一部を改正する省令（令和6年農林水産省令第9号）附則第2条において、「この省令の施行の際現に農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定によりしている許可の申請については、なお従前の例による。」としているが、この経過措置は、本省令の施行前に一時転用許可を受けているものについて、施行後間もなく当該一時転用許可期間が満了するため、再度一時転用許可を受けるための申請がやむを得ず施行前となる場合を想定して設けられていることに留意すること。この場合、「施行後間もなく」とは、施行日から起算して標準的な処理期間（「農地法関係事務処理要領の制定について」別紙1の第4の4の標準的な事務処理期間をいう。）を超えない期間とすることが適当である。 附 則 1 この通知は令和6年4月1日から施行する。 2 この通知の施行に伴い、取扱通知は廃止する。 3 この通知の施行の際現に農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定によりしている許可の申請については、なお従前の例による。 4 この通知の施行の前に一時転用許可を受けて営農型太陽光発電を実施しているものについては、当該一時転用許可期間が満了するまでの間はなお従前の例による。ただし、4の(1)から(6)まで及び(8)並びに6の規定については、この限りではない。	

改 正 案	改 正 前
(別添) 営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱い に関するガイドライン 1 営農型太陽光発電 「営農型太陽光発電」とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備（以下「営農型太陽光発電設備」という。）を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいう。 2 一時転用許可の手続 (1) 許可申請書の添付資料 営農型太陽光発電を行うため、支柱部分について一時転用許可を申請する場合には、農地法関係事務処理要領の制定について（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「事務処理要領」という。）に定める書類のほか、次に掲げる書類を農地転用許可申請書に添付するものとする。 ア 営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図 イ 営農型太陽光発電設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書（別紙様式例第 1 号） ウ 営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類（別紙様式例第 2 号） (ア) (イ)以外の場合 次に掲げるいずれかの事項を記載した書類 α 下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産量及び品質に関するデータ（例えば、試験研究機関による調査結果等） β 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等）の意見書（別紙様式例第 3 号） γ 当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績（当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内において行われているものに限る。） (イ) 申請に係る市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合 (ア)の β に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類	

改 正 案	改 正 前
a 申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績 b 単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という。）の根拠を含む栽培理由（別紙様式例第4号） エ 営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な費用を営農型太陽光発電の設置者（以下「設置者」という。）が負担することを証する書面（別紙様式例第5号） オ 毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を農地転用許可権者（転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村（農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長をいう。以下同じ。）に提出することを誓約する旨を記載した書面（別紙様式例第6号） (2) 一時転用許可基準 農地転用許可権者は、一時転用許可を行う場合には、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。）及び「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）の定めによるほか、申請内容が次に掲げる事項に該当することを確認するものとする。 ア 申請に係る転用期間が別表の区分に応じた期間内であり、下部の農地における営農の適切な継続を前提として営農型太陽光発電設備の支柱を立てるものであること。 イ 営農型太陽光発電に係る事業終了後に当該支柱部分に係る土地が耕作の目的に供されることが確実であり、かつ申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。 また、変電設備等附随する設備を設置する必要がある場合においては、原則として近隣の農地以外の土地から選定するものとし、これらの土地がないなどやむを得ず農地を一時転用して設置する場合には、その規模及び位置が適正であること。 ウ 下部の農地における営農の適切な継続（次に掲げる場合のいずれにも該当しないことをいう。）が確実と認められること。 a 下部の農地において栽培する農作物の単収が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少する場合（遊休農地を再生利用する場合（下部の農地が別表の区分(2)に該当する場合をいう。以下同じ。）を除く。） （当該市町村の区域内で作付けされていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあっては、(1)ウ(イ)のa又はbの書類に記載された単収より減少する場合。）	

改 正 案	改 正 前
ｂ 遊休農地を再生利用する場合において、法第 32 条第 1 項各号に掲げる遊休農地に該当することとなる場合。 ｃ 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じるおそれがあると認められる場合 エ 農地転用許可権者への毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われ、下部の農地における営農の状況が適確に確認できると認められること。 オ 営農型太陽光発電設備の角度、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量を保つことができると認められること。 カ 営農型太陽光発電設備の支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。 なお、支柱の高さについては、当該農地の良好な営農条件が維持されるよう、農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用や農業者が立って農作業を行うことが可能な高さとして最低地上高 2 メートル以上を確保していること。 ただし、農地に垂直に太陽光発電設備を設置するものなど、当該設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備の設置間隔、規模、立地条件等からみて、当該農地の良好な営農条件が維持される場合には、支柱の高さが最低地上高 2 メートルに達しなくても差し支えないとともに、設備直下全体を一時転用許可の対象とすることが可能と解されること。 キ 位置等からみて、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。 ａ 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。 ｂ 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと。 ク 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域内において営農型太陽光発電を行う場合は、当該地域計画に係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について合意を得た土地の区域内において行うものであること。 この場合における協議の場の進め方については、次のほか、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知）によること。 ａ 農業委員会は、地域計画の区域内で営農型太陽光発電に係る事業の実施について相談を受けている場合は、協議の場において、当該事業に関する情報	

改 正 案	改 正 前
及び農地法第4条第6項第4号及び第5号の適合性に係る見解を情報提供する。また、営農型太陽光発電設備の設置者等は、当該農川地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯や営農計画、設置場所を示す地図等を説明する。 ｂ 協議の場の参加者は、営農型太陽光発電設備の設置者等から当該農用地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯や営農計画等の説明及び農業委員会からの情報提供等を踏まえつつ、農川地の利用の集積、農川地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないかを確認する。 ｃ 市町村は、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認し、営農型太陽光発電事業の実施に問題がないとの結論を得た場合は、協議の場の取りまとめにその旨を記載し、添付する地図に該当箇所を表示（協議の場の取りまとめは公表）。 ケ 支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。 なお、当該事業が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）を活用するものである場合は、再エネ特措法に基づきこれまで撤去費用として積み立てた金額も考慮すること。 コ 申請に係る事業が営農型太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、申請者が連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みがあること。 サ 申請者が法第51条の規定による原状回復等の措置を現に命じられていないこと。 (3) 一時転用許可に付ける条件 営農型太陽光発電設備の支柱に係る一時転用許可は、法第4条第7項又は第5条第3項において準用する法第3条第5項の規定に基づき、処理基準及び事務処理要領の定めによるほか、次に掲げる条件を付けてするものとする。 ア 下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される営農型太陽光発電設備を支えるためのものとして利用されること。 イ 下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績及び収支の状況を毎年報告すること。なお、栽培実績については、必要な知見を有する者の確認を受けること。 ウ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。 エ 下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型太陽光発電設備を改築する場合、営農型	

改 正 案	改 正 前
太陽光発電に係る事業を廃止する場合又は第三者に承継する場合には、遅滞なく、報告すること（当該設備を改築する場合は別紙様式例第7号、廃止する場合は別紙様式例第8号、第三者に承継する場合は別紙様式例第9号）。 オ 下部の農地における営農が行われない場合又は営農型太陽光発電に係る事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。 (4) 一時転用許可に当たっての留意事項 農地転用許可権者は、一時転用許可に当たっては、次の事項にも留意するものとする。 ア 都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取 支柱部分の一時転用許可に当たっては、下部の農地における営農の適切な継続を確認する必要があるところ、審査は支柱部分のみならず下部の農地全体に及ぶこととなる。 このため農業委員会は、一時転用許可申請に係る意見書を作成する場合において、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が30アールを超える場合は、法第4条第5項に基づき、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第1項に規定する都道府県機構をいう。）に意見を聴くことが適当と考えられる。 イ 許可基準の適合性等に係る国への相談 アの考えのもと、農地転用許可権者は、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4ヘクタールを超える場合は、許可基準の適合性等について地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）の農地転用担当部局に相談することが望ましい。 3 一時転用許可期間中の栽培実績及び収支の報告 (1) 営農型太陽光発電設備の支柱部分について一時転用許可を受けた者は、毎年、栽培実績及び収支の状況を翌年2月末日までに農地転用許可権者に報告するものとする。 ① 栽培実績書（別紙様式例第10号） ア 下部の農地において農作物が収穫されている場合には、収穫された農作物の生産に係る状況 イ 下部の農地において農作物の栽培が行われているが、その収穫が行われていない場合には、収穫が行われていない理由及び同じ生育段階にある農作物と比較した場合の生育状況 なお、ア又はイの報告に当たっては、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関等）の確認を受けるものとする。	

改 正 案	改 正 前
② 収支報告書（別紙様式例第 11 号） 下部の農地における営農等（発電収入や発電事業者からの営農協力金等を含む。）の収支の状況 (2) (1)の報告の取扱いについては、次のとおりとする。 ア 農地転用許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に報告すること。この場合、指定市町村の長は、情報共有を図るために都道府県知事にその写しを送付するものとする。 イ 地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、報告された内容を取りまとめた上で、農村振興局長に報告すること。 ウ 農村振興局長は、報告された内容を取りまとめた上で、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長及び農地転用許可権者との間で情報共有が必要な事項について、これらの関係機関に対して情報提供するものとする。 4 農地転用許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導等 (1) 農地転用許可権者は、3の報告及び事務処理要領別紙1の第4の6の(3)の方法により、一時転用許可後の転用事業の進捗状況を確認するとともに、次に該当する事業について、毎年度現地調査を行うものとする。 ① 一時転用に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4ヘクタールを超えるもの ② 3(1)①の栽培実績書において、下部の農地に係る営農に支障が生じていると判断されるもの なお、①の現地調査に当たっては、地方農政局等の農地転用担当部局に同行を要請することが望ましい。 (2) 農地転用許可権者は、(1)の確認及び現地調査により、市町村の区域内の同一作物の収取より概ね2割以上減少している場合や、同一作物の生育段階と比較して生育状況に支障がみられる場合等営農の適切な継続が確保されなくなったとき又はこれが確保されないと見込まれるときには、一時転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。 なお、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情（台風等による自然災害の被災、下部の農地において営農する者（以下「営農者」という。）の病気療養等。5のなお書きにおいて同じ。）があると認められる場合は、当該事情も考慮して指導を行うものとする。 (3) 農地転用許可権者は、営農が行われない場合、営農型太陽光発電に係る事業が廃止される場合又は(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、一時転用許可を受けた者に対して、支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するよう指導するものとする。 さらに 一時転用許可を受けた者が、当該指導に従わないときは、事務処理要領	

改 正 案	改 正 前
別紙 1 の第 4 の 6 (1) イ (7) に基づき、勧告や法第 51 条第 1 項の規定による処分又は命令（以下「勧告等」という。）を行うことを検討するものとする。 (4) 農地転用許可権者は、一時転用許可を受けた者に対して勧告等を行った場合は、その内容を地方農政局長等に報告（指定市町村の長はその写しを都道府県知事に送付）し、当該報告を受けた地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、農村振興局長に報告するものとする。 また、当該事業が再エネ特措法に基づく買取制度（FIT）や補助金（FIP）を活用するものである場合は、当該勧告等を行った旨を、当該施設が所在する都道府県を所管する地方経済産業局に報告（別紙様式例第 12 号による通知又は再エネ特措法認定システムへの措置内容の入力）すること。 (5) (4) の報告を受けた農村振興局長は、営農型太陽光発電に係る違反状況集計表（別紙様式例第 13 号）にその内容を取りまとめ、その都道府県地方公共団体と情報共有すること。 (6) 農地転用許可権者は、営農の適切な継続のため作物の変更を行いたい旨の報告を受けた場合、営農型太陽光発電に係る事業を第三者に承継する旨の報告を受けた場合又は、営農型太陽光発電設備を改築する旨の報告を受けた場合において、事情がやむを得ないと認められる場合は、事業計画の変更や一時転用許可申請等、必要な手続について指導を行うこと。 (7) 農地転用許可権者は、(1) の転用事業の進捗状況の確認等と併せて、収支報告書と営農計画の収支の見込みを比較し、計画に沿った農業経営が行われているかを確認するものとする。 その際、営農型太陽光発電に係る売電の収益が、営農者の農業経営の維持発展に寄与し、もって地域の持続的な農業生産につながっているか否かについても検討するよう努めることとし、必要に応じて、設置者及び営農者と意見交換を行うことが望ましい。 (8) 農地転用許可権者は、(1) から (7) までの事務を的確に行うため、営農型太陽光発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管するものとする（別紙様式例第 14 号）。 5 一時転用許可の期間満了後における再許可 一時転用許可の期間が満了する場合には、農地転用許可権者は、2 の手続に準じた手続により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとする。 なお、それまでの転用期間において、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っていることや下部の農地において単収が減少していること等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断するものとする。 また、当初許可において、遊休農地に該当するとして 2 の (2) のウの a の要件	

改 正 案	改 正 前
(同じ年の地域の平均的な単収と比較して2割以上減少しないこと)を適用しなかった場合においても、再許可時には遊休農地でなくなっていることから、当該要件が適用されることに留意すること。 6 その他 (1) 地方農政局等及び都道府県は、事業者からの営農型太陽光発電の実施に関する問合せや、地方公共団体からの許可基準の判断や是正指導に関する問合せに対応するため、相談窓口を設置する等相談体制の整備を図ること。 (2) 農業委員会は、農地パトロール等の際に営農型太陽光発電設備の設置に係る農地について定期的に農作物の生育状況等を確認し、営農の適切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導及び助言を行うとともに、農地転用許可権者に報告すること。 また、農業委員会は、遊休農地を再生利用する場合であって、法第30条の規定による利用状況調査の結果、下部の農地の全部又は一部に、法第32条第1項各号のいずれかに該当するものがあると認めたときは、速やかに農地転用許可権者に報告すること。 その他、農業委員会は必要があると認めるときは、法第52条の4の規定に基づき、農地転用許可権者に対し、勧告等その他必要な措置を講ずべきことの要請を行うことが望ましい。 (3) 営農型太陽光発電は、下部の農地において営農を継続しつつ、これに支障を与えないよう発電を行うものであり、営農型太陽光発電設備の設置については農閑期に行うことが望ましい。 また、良好な営農条件を備えた農地の農業上の効率的な利用を図る観点から、当該設備の設置を契機として農業収入が減少するような作物転換等を行うことがないようにすることが望ましい。 (4) 設置者と営農者が異なる場合には、支柱に係る一時転用許可と下部の農地に民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための法第3条第1項の許可を受けることが必要である。 この場合には、当該権利を設定する期間を支柱に係る一時転用期間と同じ期間とするとともに、一時転用許可と同時に当該権利を設定するものとする。 (「営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取扱いについて」(平成30年6月28日付け30経営第823号農林水産省経営局農地政策課長通知)参照)	

改 正 案

改 正 前

別表

区分	期間
(1) 担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合 この場合の担い手とは、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）の第3の2に掲げる次の者をいう。 ア 効率的かつ安定的な農業経営（主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と同じ色ない水準の生涯所得を確保し得る経営） イ 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者） ウ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者） エ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農	10年以内
(2) 遊休農地（運用通知第3の1の(3)のイに該当すると判定された遊休農地をいう。以下同じ。）を再利用する場合（同一の事業につき遊休農地と遊休農地以外の農地とを利用する場合において、これらのうち、遊休農地の面積が過半を占めており、遊休農地と遊休農地以外の農地とが連たんし、これらが一段のまとまりを有する場合を含む。）	
(3) 第2種農地（運用通知第2の1の(1)のオ又はカの第2種農地をいう。）又は第3種農地（運用通知第2の1の(1)のエの第3種農地をいう。）を利用する場合	
(4) (1)から(3)まで以外の場合	3年以内

(別紙様式例第1号)

営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名
住所
設置者 氏名
住所
土地 所在・地番

1. 営農型太陽光発電設備の下部の農地及び営農者の概要

(1) 営農型太陽光発電設備の下部の農地の概要

	地目	面積 (㎡)
営農型太陽光発電設備の下部の農地		
合計		

(記載要領)

- ・ 地目には、田、畑、樹園地のいずれかを記入してください。
- ・ 営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積は、当該設備の占める区域全体の面積を記入してください。

(2) 下部の農地の営農者の概要

① 営農者の属性

営農者の属性	該当 (○)
ア 効率的かつ安定的な農業経営 (※1)	
イ 認定農業者 (※2)	
ウ 認定新規就農者 (※3)	
エ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農	
オ アからエまで以外の者	

※1 十分な従事者が他所受雇専事と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者と同色ない水準の生産所得を確保し得る経営

※2 農業経営者強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者

※3 農業経営者強化促進法第11条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

※4 アからエまでに該当する場合は、当該属性を証明する資料を添付すること

② 営農者の農業経験等の状況

農業経験等 (農作業歴)	左のうち作付予定作物の農作業歴

(記載要領)

- ・ 「農業経験等 (農作業歴)」及び「左のうち作付予定作物の農作業歴」については、農作業歴がある場合にはその作付作物と年数を記載してください。また、農作業歴がない場合には、「なし」と記載ください。

改 正 案

改 正 前

2. 栽培計画

(1) 下部の農地における作付予定作物及び作付面積

	作付予定作物名	作付面積 (㎡)	栽植密度 (株・木・挿根量 (kg)/10a)	生長の指標 (樹高・分枝状況等)
1年目				
2年目				
3年目				
4年目				
5年目				
6年目				
7年目				
8年目				
9年目				
10年目				

(記載事項)

- ・ 各年の「作付面積」の合計は、1に記載した青島県太陽光発電設備の下部の農地の面積と一致します。
- ・ 収穫まで複数年の期間を要する作物の場合は、「生長の指標」の欄に、収穫年の予定収量のほか、収穫までの各年の生育の指標を記入してください。また、記入に当たっては、別紙様式例第4号の収穫年と整合するようにしてください。
- ・ 連作障害等の対応のため、一時的に土壤改良等を行うことが予定されている場合は、「作付予定作物名」の欄に、当該土壤改良の具体的内容を記入してください。

改正案

改正前

(2) 営農に必要な農作業の期間

月 作付予定作物名	農作業の内容											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1年目												
2年目												
3年目												
4年目												
5年目												
6年目												
7年目												
8年目												
9年目												
10年目												

(記載要領)

- ・作物ごとに農作業の内容欄に栽培期間と必要となる農作業の内容・その作業期間を具体的に記入してください。
- ・収穫まで期間を要する作物の場合、収穫年までの各年については、(1)の生長の指標に添って、収穫年までに必要となる作業内容を具体的に記入してください。

改 正 案

改 正 前

(3) 利用する農業機械

農業機械名	数量	所有・リースの別 (購入予定の場合にはその旨)	寸法 (cm) (全長、全幅、全高)	機械出力 (ps、kw)	備考

(記載要領)

- ・ 機械出力・寸法については、カタログの写しの添付でも可。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業用機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

(4) 農作業に従事する者

農作業従事者数		備考
常時 (人日)	臨時 (人日)	

(記載要領)

- ・ 備考欄には、臨時従事者の雇用期間及び作業内容等を入力してください。

(5) 下部の農地における単収見込み等

ア イ以外の場合

(7) (イ) 以外の場合

作付予定作物	単収見込み (A) (kg/10a)	地域の平均的な 単収 (B) (kg/10a)	単収の増減見込み (A/B×100 (%))	地域の平均的な単 収の根拠

(記載要領)

- ・ 「単収見込み」は、1年目の単収見込みを記載してください。
- ・ 「地域の平均的な単収」は、原則として市町村の統計等を用いてください。
- ・ 地域の平均的な単収の根拠は、統計調査名や比較対象とした地域等を記載ください。なお、統計調査以外の内容を記載する場合には、比較対象として適切であると判断した都市を具体的に記載してください。

(イ) 申請に係る市町村において栽培されていない又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合

作付予定作物	単収見込み (kg/10a)	単収の根拠

(記載要領)

- ・ 「単収見込み」は、試験的に実施した栽培の実績に係る単収又は別添様式(第4号2)の「単収見込」を記載してください。

改 正 案	改 正 前						
イ 遊休農地を再生利用する場合 <table data-bbox="353 389 916 531"> <tr> <th data-bbox="353 389 481 432">作付予定作物</th><th data-bbox="481 389 916 432">農地の利用の程度</th></tr> <tr> <td data-bbox="353 432 481 481"></td><td data-bbox="481 432 916 481"></td></tr> <tr> <td data-bbox="353 481 481 531"></td><td data-bbox="481 481 916 531"></td></tr> </table> (記載要領) 「農地の利用の程度」は、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を記載してください。	作付予定作物	農地の利用の程度					
作付予定作物	農地の利用の程度						

改 正 案

改正前

3. 下部農地における収支の見込

[illegible][illegible]

改正案

改正前

(別紙様式例第2号)

営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における
営農への影響の見込み

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____

住所 _____

設置者 氏名 _____

住所 _____

土地 所在・地番 _____

1. 生育に適した日照量の確保

作付予定作物	遮光率	生育に適した条件等（日照特性等）及び設計上生育に 支障が生じない理由

(記載要領)

- ・ 作付予定作物に係る生育に適した条件（陽性、半陰性、陰性等の日照特性等）を記載するとともに、営農型太陽光発電設備の設計（遮光率等）が農作物の生育に適した日照量が確保され、生育に支障を与えないとする理由を作付け作物ごとに具体的に記載してください。

2. 効率的な農作業の実施

(1) 支柱

高さ (m)	間隔 (m)
最低地上高：	最高地上高：

(2) 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保について

(記載要領)

- ・ 営農型太陽光発電設備の支柱の高さ及び間隔、別紙様式例第1号2の(3)に記載した農業機械の機械寸法等を踏まえ、当該設備の設置が農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間が確保されていると判断している理由を具体的に記載してください。
- ・ 農地に垂直に太陽光発電設備を設置するものなど、当該設備の構造上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当該設備の設置間隔、規模、立地条件等からみて、当該設備の良好な営農条件が維持される場合には、その旨を記載すれば、高さは記載する必要はありません。
- ・ なお、許可の可否は、作付する農作物の栽培を効率的に行う上で、通常必要となる農業機械を想定して判断することになりますので、御留意ください。

改 正 案	改 正 前
(添付資料) 1及び2に記載した内容等(別に別紙様式別1の2の(5)の単収見込みの根拠となる資料を、次の区分に従って添付してください。 ア イ以外の場合 次の(1)～(4)のいずれかの事項を記載した書類を添付すること。 (1) 下部の農地の栽培作物について、当該申請に係る農地が所在する市区町村における営農型太陽光発電による収獲量及び品質に関するデータ(例えば試験研究機関による調査結果等) (2) 下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見(別紙様式例第3号) (3) 当該申請に先行して当該市区町村の区域内の下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績 イ 申請に係る市区町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合 アの(1)に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類 (1) 栽培実績(申請者自ら又は第三者に委託して当該市区町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績) (2) 単位面積当たりの収獲量の根拠を含む栽培理由(別紙様式例第4号)	

改正案

改正前

(別紙様式例第3号)

下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
 住所 _____
 配偶者 氏名 _____
 住所 _____
 土地 所在・地番 _____

1. 知見を有する者について

所属
 役職・氏名
 住所
 連絡先

(知見を有する者の当該作物への関わり)

(記載要領)

知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添付してください。

2. 知見を有する者による本事業についての所見

(記載要領)

営農計画書に沿った適切な営農の継続が可能であり、その結果、営農計画書又は栽培理由書、栽培実績書に記載した単収の確保が可能であるか等について、知見を有する者の研究データや栽培実績データ等を踏まえ、所見を記入してください。

改正案

改正前

(別紙様式例第4号)

申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物
を栽培する場合における栽培理由書

作成年月日 年 月 日

営農者 氏名 _____
住所 _____
設置者 氏名 _____
住所 _____
土地 所在・地番 _____

1. 下部の農地で栽培を予定する農作物の名称と当該作物を選定した経緯
(作物名：)
(経緯)

(記載要領)

「経緯」については、当該作物を栽培することによる農業経営上のメリット、土性や気象等の条件への適合性、営農者の栽培経験や知識の有無等に基づき、当該作物を選定することとなった経緯を具体的に記入してください。

2. 単収見込
(kg/10a)
(単収見込の根拠)

(記載要領)

・ 単収見込の根拠 について、当該作物の収量に関する調査研究データや統計データのほか、自然条件に類似性のある他地域のデータ等を用いて記入し、その資料を添付してください。

3. 作付けから収穫までに要する期間
(年 月)
(収穫までに上記期間を要する理由)

(記載要領)

・ 作付けから収穫までに要する期間が1年を超える場合に記入してください。
・ 「収穫までに上記期間を要する理由」について、当該作物の収穫までに要する期間の調査研究データや統計データ等を引用して記入し、その資料を添付してください。

改 正 案	改 正 前
4. 当該作物に係る知見を有する者からの営農協力について (記載要制) 営農の適切な継続のため、下部農地での栽培に支障が生じた場合における知見を有する者による営農指導等の体制整備について記入してください。	

改 正 案	改 正 前		
(別紙様式例第 5 号) 営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書 年 月 日 〇〇〇〇知事 様 (〇〇〇〇農業委員会経由) 住所 氏名 (営農型太陽光発電設備の設置者) (営農型太陽光発電設備の設置者) は、当該申請に係る事業で設置する営農型太陽光発電設備について、事業の終了時又は事業の廃止時に当該営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することを約します。 <table><tr><td>撤去費用 (見込)</td></tr><tr><td>万円</td></tr></table>	撤去費用 (見込)	万円	
撤去費用 (見込)			
万円			

改 正 案	改 正 前
(別紙様式例第6号) 下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書 年 月 日 〇〇〇〇知事 様 (〇〇〇〇農業委員会経由) 設置者 氏名 住所 営農者 氏名 住所 (営農型太陽光発電設備の設置者及び営農者) は、当該申請に係る事業で設置する営農型太陽光発電設備の下部農地における毎年の栽培実績書及び収支報告書について、翌年2月末日までに報告することを約します。	

改 正 案

改 正 前

(別紙様式例第7号)

営農型太陽光発電設備の改築に係る報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支庁を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、下記のとおり改築を予定していますので報告します。

なお、改築工事は、貴殿の了解を得てから着工する予定としていますので、本報告書の内容を確認の上、その結果を連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 許可を受けた土地等の所在等

土地の所在	地番	面積 (㎡)

2 改築計画

(1) 改築の内容

(2) 改築工事の時期

ア 着工予定年月日 : 年 月 日
イ 完了予定年月日 : 年 月 日

3 営農計画の変更の有無 : あり ・ なし

4 連絡先(電話番号等)

(添付書類)

- ① (改築前及び改築後の) 営農型太陽光発電設備の設計図
- ② 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書(営農計画の変更を伴わない場合には、営農計画書に関する部分は記載しなくても結構です。)
- ③ (営農計画の変更を伴う場合は改築工事により遮光率が増加する場合には、) ②の根拠となる関連データ又は必要な知見を有する者の意見書
- ④ その他参考となるべき書類

改 正 案	改 正 前
(別紙様式例第8号) 営農型太陽光発電による発電事業の廃止に係る報告 年 月 日 〇〇〇知事 様 (〇〇〇農業委員会経由) 住所 氏名 (転用許可を受けた者) 年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、発電事業を廃止しますので報告します。 また、発電事業の廃止に伴って、営農型太陽光発電設備を 年 月 日までに撤去するとともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。	

改 正 案

改 正 前

(別紙様式例第9号)

営農型太陽光発電事業の承継に係る報告

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

住所
氏名 (転用許可を受けた者)

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、営農型太陽光発電に係る事業の継続が困難になったため、当該発電事業を下記3の者に承継することを予定しておりますので報告します。

なお、承継事業者が農地法第5条第1項の許可を受けられない場合は、営農型太陽光発電設備を速やかに撤去するとともに、撤去工事完了後、速やかに工事完了報告を提出することを約します。

1 承継を予定している太陽光発電設備の所在地等

土地の所在	地 番	面積 (㎡)		一時転用 許可年月日	備 考
		支柱	下部農地		

2 事業の継続が困難となった理由

3 承継を予定している事業者

氏名・名称	住 所	連絡先 (電話番号等)

4 承継事業者の農地転用許可申請日 (又は申請予定日)

農地転用許可申請 (予定) 年月日 : 年 月 日

(添付書類)

承継を予定している事業者の事業概要がわかる資料

改 正 案

改 正 前

(別紙様式例第10号)

栽 培 実 績 書

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名 _____
住所 _____
営農者 氏名 _____
住所 _____

年 月 日付け 第 分で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る実績について、下記のとおり報告します。

記

1 許可を受けた土地等の所在及び面積等

所在及び地番	面積
	m ² (m ²)

2 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者の氏名等

氏 名	備 考

3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況

(1) 農作物の収穫が行われている場合

ア イ以外の場合

作付作物	作付面積 (m ²)	単収 (kg/10a)	地蔵の平均的 な単収 (kg/10a)	品質 (等級、糖度等)	遮光率	備 考

イ 遊休農地を再生利用した場合

作付作物	作付面積 (m ²)	農地の利用の程度	品質 (等級、果皮等)	遮光率	備 考

改正案

改正前

(2) 農作物の収穫が行われていない場合

ア 生育に時間を要する作物のため収穫が行われていない場合

作付作物	作付面積 (㎡)	減光率	備 考

(栽培管理及び生育の状況)

イ ア以外の場合で収穫が行われていない場合

(その理由)

(上記記載について知見を有する者の所見)

所見（具体的に記載してください。）

確認年月日 年 月 日
知見を有する者 所属
役職・氏名
住所・連絡先

知見を有する者の当該作物への関わり

※ 申請時に提出した（別紙様式例第3号）に記載された知見を有する者と異なる者が記載しようとする場合や、申請時に知見を有する者の意見書を提出していない場合（別紙様式例第2号の添付資料アにおいて(f)又は(g)を選択した場合）に、知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の栽培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添付してください。

改 正 案	改 正 前
(留意事項) 1 下部の農地において営農が適切に行われていることを確認するため、営農計画書に記載した農作業の内容について、作業の実態がわかる写真のほか、農作物の生育状況が確認できる写真を添付してください。 当該写真は、下部の農地全体の農作業の状況や農作物の生育状況及び収穫物の状況が明らかとされている必要がありますので、必要に応じて、複数枚の写真を添付してください。また、当該写真は、晴天時のものが適当です。 2 営農型太陽光発電設備の下部の農地のうち、「単収」の算出のために農作物を収穫した場所を図示した図面を添付してください(遊休農地を再生利用した場合を除く。))。 3 本資料は、許可を受けた土地を管理する農業委員会を経由して提出してください。 (記載要領) 1 「1 許可を受けた土地等の所在及び面積等」の「面積」欄は、上段に①の面積を記載してください。また、下段の括弧には、①及び②の合計面積を記載してください。 ① 許可を受けた営農型太陽光発電設備の支柱の基礎部分の面積(一時転用許可の対象面積) ② 営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積 2 「2 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者の氏名等」について、営農者が複数存在し、営農者ごとに作付作物が異なる場合には、「備考」欄に作付けを行っている作物を記載してください。 3 「3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の(1)農作物の収穫が行われている場合について ・アの「単収」欄は、営農型太陽光発電設備の下部の農地の単収を記載してください。 ・アの「地域の平均的な単収」欄は、報告に係る土地の周辺地域において営農型太陽光発電設備を設置していない農地における平均的な単収を記載してください。 なお、申請に係る市町村において栽培されていない農作物を栽培している場合等地域において比較する単収がない場合は、許可申請書に添付した「営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書」(別紙様式例第1号)2(5)ア(イ)又は(ロ)に記載した「地域の平均的な単収」又は「単収見込み」を記載してください。 ・イの「農地の利用の程度」欄は、当該農地での農作物の生産の状況について、周辺の地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を含めて記載してください。 ・ア及びイの「品質」欄は、等級、糖度等を記載してください。このような品質に係る指標がない農作物の場合には、出荷用に耐えられるか否か、地域の営農型太陽光発電を行っていない農地において生産している同一の作物の品質と比較し、著しい違いがあるか否かを記載してください。 ・ア及びイの「遮光率」欄について、営農型太陽光発電設備の設計上の遮光率を記載してください。設計上の遮光率が不明の場合には、当該設備の直下の農地面積のうち太陽	

改 正 案	改 正 前
光パネルの水平投影面積が占める面積を記載ください。 4 「3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の(2) 農作物の収穫が行われていない場合について ・ 「ア 生育に時間を要する作物のため収穫が行われていない場合」の「栽培管理及び生育の状況」欄は、許可申請時の栽培計画に記載した農作業の内容と照らして適切に栽培管理が行われたか、また、作物の生育の状況は、栽培計画に記載した生長の指標と比較して、順調に生育しているか等について記載してください。 ・ 「イ ア以外の場合で収穫が行われていない場合」の「その理由」欄は、収穫まで生育が満たなかった理由（台風等による自然災害の被災や営農者の病気療養等）について、その原因も踏まえて具体的に記入してください。 5 営農型太陽光発電設備の下部の農地において収穫した農作物を出荷した場合には、「備考」欄に販売量や売上高を記載するとともに、出荷量を証する書面の写しを添付してください。 6 自家消費する場合であっても「単収」欄や「品質」欄の記載は必要ですので、御注意ください。	

改正案

改正前

(別紙様式例第 11 号)

収 支 報 告 書

年 月 日

〇〇〇知事 様
(〇〇〇農業委員会経由)

設置者 氏名 _____
住所 _____
営農者 氏名 _____
住所 _____

年 月 日付け 第 号で農地法第 条第 1 項の許可を受けて支柱
を立てて設置した営農型太陽光発電設備の下部の農地の営農における収支状況について、下
記のとおり報告します。

記

前々年度 (令和 年度)		前年度 (令和 年度)		今年度 (令和 年度)	
科目 金額 (円)		科目 金額 (円)		科目 金額 (円)	
収入金額	販売金額	収入金額	販売金額	収入金額	販売金額
	自家消費		自家消費		自家消費
	雑収入		雑収入		雑収入
	(発電収入)		(発電収入)		(発電収入)
	(営農協力金)		(営農協力金)		(営農協力金)
	小 計		小 計		小 計
支出金額	種苗費	支出金額	種苗費	支出金額	種苗費
	肥料費		肥料費		肥料費
	農機具費		農機具費		農機具費
	農薬・衛生費		農薬・衛生費		農薬・衛生費
	動力光熱費		動力光熱費		動力光熱費
	修繕費		修繕費		修繕費
	人件費		人件費		人件費
	地代・賃借料		地代・賃借料		地代・賃借料
	農業共済掛金		農業共済掛金		農業共済掛金
	減価償却費		減価償却費		減価償却費
	土地改良費		土地改良費		土地改良費
	雑費		雑費		雑費
	租税公課		租税公課		租税公課
	小 計		小 計		小 計
差引金額		差引金額		差引金額	

改 正 案	改 正 前
(留意事項) 1 「科目」は収支科目の主要なものを記入しますので、適宜、追記削除をお願いします。 2 「発電収入」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が同一である場合において、定額による収入がある場合に記入してください。 3 「営農協力金」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が異なる場合において、設置者から営農協力金等を受領している場合に記入してください。 4 資料は、許可を受けた土地を管轄する農業委員会を経由して提出してください。	

改 正 案	改 正 前
(別紙様式例第 12 号) 番 号 (元号) 年 月 日 〇〇経済産業局長 殿 (農地転用許可権者名) 農地法における違反事案についての情報提供 (通知) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年 8 月 30 日法律第 108 号) に基づき認定を取得している事案について、<u>農地法 (昭和 27 年法律第 229 号) の規定に違反し、同法第 51 条第 1 項に基づき、(元々) 〇年〇月〇日付け (文書番号)</u>にて、(農地転用許可権者名) より (原状回復等の措置の内容) しましたので、別添の関連資料を添えて情報提供 (通知) します。 ※ 効力」の場合は、下線を「<u>農地法に係る事務処理要領の制定について (平成 21 年 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産経営局長・農村振興局長通知) の別紙 1 の第 4 の 6 (1) イ(7)h の規定に基づき</u>」とする。 担当：〇〇県〇〇市〇〇課 〇〇〇〇 TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 Mail：〇〇〇-〇〇〇@pref.〇〇.lg.jp ※命令書の写し等の関連資料を添付すること。	

改 正 案															改 正 前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
(関係様式附第13号) 標準型大規模光電機に関する重要反改訂取りまとめ表																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
項 目	改正の目的等	改正の趣旨等		改正の理由等	改正の時期等	改正の場所等	改正の範囲等				改正の程度等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		改正の趣旨等	改正の理由等				改正の範囲等	改正の程度等	改正の回数等	改正の回数等																				改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等	改正の回数等

